

開 会 午前10時00分

○委員長（佐々木慶一君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

議案第21号令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第21号令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについて、令和4年度大槌町一般会計予算書により御説明申し上げます。

お手元到大槌町一般会計予算書をお開きください。

令和4年度大槌町一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億2,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は9億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお開きください。

説明につきましては、款、項、金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因、または主な事業内容について説明申し上げます。

款が同様の場合は省略いたします。

1 款町税 1 項町民税 4 億2,168万1,000円、7.4%の減。個人町民税は課税対象者の減及び個人所得の減少により4.8%、1,911万4,000円の減であります。法人町民税は法人所得

の減少により、25.3%、1,451万4,000円の減であります。収納率は、個人町民税については現年課税で95%、滞納繰越分30%、法人町民税については現年課税95%、滞納繰越分30%を見込んでおります。

2 項固定資産税 4 億3,475万6,000円、13.3%の増。東日本大震災津波固定資産税減免の終了によるものであります。収納率は現年課税で95%、滞納繰越分10%を見込んでおります。

3 項軽自動車税3,590万2,000円、2.7%の減。前年度実績並みの見込みによるものであります。

4 項町たばこ税 1 億4,129万3,000円、23.9%の増。令和3年10月の税制改正によるものであります。

5 項鉱産税21万8,000円、4.8%の減。前年度実績並みの見込みによるものであります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税1,500万円、42.9%の増。揮発油税 1 リットル当たり53.8円の100分の42が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税4,500万円、47.8%の増。自動車重量税収入の3分の1が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

4 項森林環境譲与税1,628万8,000円、29.3%の増。森林整備及びその促進に関する費用に充てるために市町村に交付されるものであり、国の剰余割合及び剰余基準に基づき前年度比30%の増を見込んでおります。

3 款 1 項利子割交付金80万円、21.2%の増。利子課税20%のうち5%が県民税として徴収され、その5分の3が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

4 款 1 項配当割交付金200万円、4.8%の減。配当課税の5%が県民税として徴収され、その5分の3が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金150万円、50%の増。株式譲渡所得課税の5%が県民税として徴収され、その5分の3が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

6 款 1 項法人事業税交付金800万円、9.4%の減。法人事業税の一部を財源として、県が市町村の従業員数に応じて市町村に交付するものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

7款1項地方消費税交付金1億8,000万円、5.35%の減。地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業員数に応じて市町村に交付するものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

8款1項環境性能割交付金270万円、80%の増。自動車税環境性能割収入額の一部を県が市町村に交付するものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

9款1項地方特例交付金1,400万円、6.7%の減。前年度実績並みに見込んでおります。

10款1項地方交付税31億8,234万円、0.2%の減。普通交付税は令和3年度の実績見込み等から27億8,721万1,000円で、8.3%の増。特別交付税は地域おこし協力隊の増員及び移住定住推進事業等により2億3,788万7,000円で、64.9%の増。震災復興特別交付税は復興事業の進捗により、1億5,724万8,000円で、66.5%の減として計上しております。

3ページをお願いします。

11款1項交通安全対策特別交付金70万円、12.5%の減。前年度実績並みに見込んでおります。

12款分担金及び負担金1項分担金2,000円、整理科目であります。

2項負担金718万2,000円、4.0%の増。学童クラブ保護者負担金等であります。

13款使用料及び手数料1項使用料1億7,437万2,000円、1.1%の増。町営住宅使用料等であります。

2項手数料702万2,000円、13.8%の減。各種証明書交付手数料等であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金5億9,184万2,000円、7.1%の増。子供のための教育・保育給付費交付金等であります。

2項国庫補助金8億6,947万円、0.3%の減。災害公営住宅家賃低廉化事業補助金等あります。

3項委託金371万1,000円、9.3%の増。国民年金事務委託金等あります。

15款県支出金1項県負担金3億2,256万8,000円、3.3%の増。子供のための教育・保育給付費負担金等あります。

2項県補助金2億1,259万2,000円、5.7%の減。鳥獣被害防止総合支援事業補助金等あります。

3項委託金3,188万4,000円、5.1%の減。県税徴収事務委託金等あります。

16款財産収入1項財産運用収入1,523万5,000円、12.8%の減。土地貸付料及び預金利息等あります。

2 項財産売却収入2,084万5,000円、76.3%の減。土地売却収入等で防集宅地一般分譲見込みによる減であります。

17款 1 項寄附金 3 億1,291万6,000円、28.8%の増。ふるさと納税及び企業版ふるさと納税寄附金等の増であります。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金1,000円。整理科目であります。

2 項基金繰入金12億8,190万7,000円、54%の増。主な繰入金は財政調整基金、ふるさとづくり基金であります。

19款 1 項繰越金1,000円。整理科目であります。

4 ページをお願いします。

20款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料100万2,000円。前年度当初予算と同額であります。

2 項町預金利子 3 万円、40%の減。実績を踏まえ減額としております。

3 項貸付金元利収入4,250万7,000円、3.1%の減。災害援護資金貸付金元利償還金等であります。

4 項雑入5,972万7,000円、14.8%の減。学校給食費等であります。

21款 1 項町債 4 億6,200万円。58.6%の減。道路橋梁整備事業債等であります。減の主な要因は斎場整備事業債の減によるものであります。

5 ページをお願いします。歳出。

1 款 1 項議会費8,070万円、5.3%の減。議員報酬、議会事務局人件費等であります。

2 款総務費 1 項総務管理費11億6,892万6,000円、12.6%の増。（仮称）鎮魂の森実施設計業務委託料等であります。

2 項徴税費9,361万2,000円、36.6%の増。職員人件費等の増であります。

3 項戸籍住民基本台帳費2,211万1,000円、12.6%の増。個人番号カード交付管理システム導入委託料等の増であります。

4 項選挙費1,976万9,000円、8.9%の増。参議院議員通常選挙費等であります。

5 項統計調査費45万7,000円、43.3%の減。基幹統計調査費等であります。

6 項監査委員費109万5,000円、0.5%の減。監査委員報酬等であります。

7 項地方創生費 3 億1,025万7,000円、51.2%の増。地域おこし協力隊の増員に伴う地域おこし協力隊支援事務局管理運営業務委託料等の増であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費12億241万6,000円、2.1%の減。障がい者自立支援給付費等

であります。

2 項児童福祉費 7 億8,357万4,000円、3.8%の減。民間保育所等運営費事業等であり
ます。

3 項災害救助費500万6,000円、36.5%の減。東北地方太平洋沖地震災害弔慰金等であ
ります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 億8,992万7,000円、52.2%の減。新型コロナウイルスワ
クチン接種事業等であります。減の主な要因は、斎場整備事業の終了によるものであり
ます。

2 項清掃費 3 億6,358万7,000円、9.5%の減。塵芥処理事業等であります。

5 款労働費 1 項労働諸費532万4,000円、7.1%の増。勤労者生活安定資金預託金等であ
ります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 2 億1,962万9,000円、76.3%の増。ジビエ処理加工施設
整備費補助金等の増であります。

2 項林業費3,744万9,000円、10.3%の増。緊急自然災害防止対策工事等の増でありま
す。

3 項水産業費 1 億6,449万1,000円、31.8%の減。漁業資源管理推進事業補助金等であ
ります。減の主な要因は、漁業集落環境整備事業に係る下水道事業会計出資金の減であ
ります。

7 款 1 項商工費 5 億4,655万6,000円、148.8%の増。地場産業拡大支援補助金等による
増であります。

6 ページをお願いします。

8 款土木費 1 項土木管理費9,808万4,000円、41.3%の減。人件費等であります。

2 項道路橋梁費 2 億7,951万5,000円、55.8%の増。LED灯等への道路照明交換工事
等の増であります。

3 項河川費1,208万1,000円、94.6%の減。普通河川生井沢川しゅんせつ工事等であ
ります。減の主な要因は、大ケロ川河川改修工事の減によるものであります。

4 項都市計画費 4 億2,823万8,000円、12.5%の減。下水道事業会計負担金及び出資金
等であります。

5 項住宅費 8 億4,121万5,000円、9.4%の減。町営住宅基金積立金等であります。

9 款 1 項消防費 4 億1,401万3,000円、10.5%の減。防災行政無線設備更新整備事業基

本計画策定業務委託料等であります。

10款教育費 1 項教育総務費 1 億4,859万7,000円、29.6%の増。人件費等教育委員会事務局費であります。

2 項小学校費3,986万5,000円、19%の減。スクールソーシャルワーカー業務委託料等の減であります。

3 項中学校費5,495万6,000円、15.5%の減。放課後等学習支援活動事業委託料等の減であります。

4 項義務教育学校費9,135万円、4.7%の減。大槌学園管理費及びスクールバス維持管理費等であります。

5 項社会教育費 1 億3,222万7,000円、9.9%の増。安渡分館指定管理料より図書館指定管理料等の増であります。

6 項保健体育費 1 億5,905万6,000円、18.9%の増。勤労青少年体育センター及び吉里吉里地区体育館耐震診断業務委託料等の増であります。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費2,000円。整理科目であります。

2 項土木施設災害復旧費2,000円。整理科目であります。

12款 1 項公債費 7 億3,693万4,000円、8.4%の増。町債元利償還金災害援護資金貸付金償還金であります。

13款諸支出金 1 項普通財産取得費2,000円。整理科目であります。

2 項災害援護資金貸付金452万円、3%の減。災害援護資金貸付金等であります。

14款 1 項予備費2,000万円。前年度同額であります。

15款復興費 1 項復興総務費1,000円。整理科目であります。

7 ページをお願いします。

2 項復興推進費2,312万円、65.7%の減。防集事業に係る財産処分に伴う返還金の減であります。

4 項復興農林水産業費 2 万1,000円、34.4%の減。東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給金であります。

12項復興支援費 1 億2,131万5,000円、6.9%の減。大槌町被災者新築住宅支援事業補助金等であります。

次ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為」、事項、期間及び限度額の順に読み上げます。

第9次大槌町総合計画後期基本計画策定業務委託料、令和4年度から令和5年度、1,312万円。

環境基本計画策定業務委託料、令和4年度から令和5年度、1,073万4,000円。

おおちゃん融資保証料補給金、令和4年度から令和13年度、879万2,000円。

おおちゃん融資利子補給金、令和4年度から令和13年度、1,201万5,000円。

災害援護資金貸付金利子補給金、令和4年度から令和15年度、20万6,000円。

生活復興支援資金貸付金利子補給金、令和4年度から令和26年度、63万3,000円。

タブレット端末用フィルタリングソフト使用料、令和4年度から令和7年度、262万5,000円。

大槌町立学校自動体外除細動器賃借事業、令和4年度から令和8年度、184万8,000円。

9ページをお願いします。

「第3表 地方債」、起債の目的、大槌ジビエソーシャルプロジェクト。限度額1,970万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後において当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利息に借り換えることができる。

以下、起債の目的、限度額の順に読み上げ、起債の方法、利率、償還の方法は同様のため省略いたします。

災害援護資金貸付事業350万円。すこやか子育て医療給付事業840万円。農産物生産振興事業450万円。緊急自然災害防止対策事業320万円。魚市場水揚げ振興対策事業250万円。養殖漁業経営安定化促進事業380万円。生産物6次化開発推進施設整備事業1,100万円。海水浴場関連施設整備事業7,150万円。道路橋梁整備事業1億5,610万円。

10ページをお開きください。

緊急浚渫推進事業570万円。防災行政無線整備事業210万円。臨時財政対策債1億7,000万円。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（佐々木慶一君） 質疑に入る前に各委員にお願いいたします。

要点を捉えて質疑されるとともに、当局においては分かりやすく答弁されるようお願いいたします。質疑は、項またはページを指定いたします。質問回数は款項目の目につ

き1人3回まで、1回の質問で2項目までとなりますので、よろしく願いいたします。

なお、限られた日程でありますので、スムーズに審査運営ができますよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについての質疑に入ります。

予算書の8ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為」の質疑を行います。

進行します。

9ページ、「第3表 地方債」、阿部委員。

○12番（阿部義正君） 令和4年度のこと、4億6,200万円の地方債の発行を見込んでおるようございますが、この中で説明書により過疎対策事業債として2億7,750万円ありますが、この事業の中でどれとどれがこの過疎対策事業の一助とするのか。その対応をお願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

過疎対策事業は、大槌ジビエソーシャルプロジェクト、あとはすこやか子育て医療給付事業、農産物生産振興事業、魚市場水揚げ振興対策事業、養殖漁業経営安定化促進事業、生産物6次化開発推進施設整備事業、海水浴場関連施設整備事業、道路橋梁整備事業、以上8件でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

10ページ。進行します。

それでは、歳入の質疑を行います。26ページをお開きください。

1 款町税 1 項町民税。進行します。

2 項固定資産税。進行します。

3 項軽自動車税。進行します。

4 項町たばこ税。進行します。

次ページをお開きください。

上段まで。進行します。

5 項鉱産税。進行します。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。菊池委員。

○1 番（菊池忠彦君） 地方揮発油譲与税のところ、伺いたいと思います。このところ

原油価格の高騰によって、ガソリンの価格などが大変上昇しているわけですが、ガソリン税の税率を一時的に引き下げるトリガー条項の発動を国は検討しております。それで、発動されると自治体の税収が年間5,000億円以上減るとの見通しも出ているんですけども、そうすると地方揮発油譲与税が減収となるわけですが、税収見込み額が前年度と比較すると前年度と実績並みということで増額しております。増収の減少がすぐさま予算に反映されるということはないんでしょうけれども、その辺の今後の見通しはどうか。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

議員おっしゃっているような、国のほうでのそのトリガー条項の関係で、この譲与税が減になる可能性は想定しなくてはならないと思っております。しかしながら、どの程度の金額になるとか、その辺は国の状況をちょっと注視しながら、今後の予算の補正等に考えていきたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） この地方譲与税は依存財源でありますし、地方揮発油譲与税は一般財源として使い道が比較的自由であるということを考えると、額自体はそんなに驚くほど大きいということはないにしろ、町の財政運営にも影響が出るというのは必至というふうに感じております。

今後その代替的な財源の確保なども、長期的に見ると視野に入れていく必要があると思うんですが、その辺はどのような見通しを立てているのでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

一般会計全体で捉えていかなければいけないと思っております。その財源については今後の交付税なり、後はそういうめどが立たないのであれば財調なり、その辺の基金を取崩しながら、財政運営を行っていかねばならないと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

2項自動車重量譲与税。進行します。

3項森林環境譲与税。失礼しました。4項森林環境譲与税。進行します。

3款1項利子割交付金。進行します。

4款1項配当割交付金。進行します。

5款1項株式等譲渡所得割交付金。進行します。

6款1項法人事業税交付金。進行します。

7款1項地方消費税交付金。進行します。

8款1項環境性能割交付金。進行します。

9款1項地方特例交付金。進行します。

10款1項地方交付税。進行します。

次ページをお開きください。上段まで。進行します。失礼しました。澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 11款の交通安全対策特別交付金。

○委員長（佐々木慶一君） 失礼しました。

では、今11款1項交通安全対策特別交付金。澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 子供たちの交通安全ということでちょっとお聞きいたしますけれども、子供たちの通学路って、まず初めに通学路って年に何回ぐらい見ているんですか。

○委員長（佐々木慶一君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

通学路につきましては、関係機関とその安全について点検するのは、各学園1回ずつ、年に1回ずつということになっております。

○委員長（佐々木慶一君） 澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 年に1回ということは、冬とかは見ていないということになるかも分からないのでちょっと聞きますけれども、大ケロ地域の子供たちは堤防沿いを通学路として通っておりますけれども、冬の間ですね、公営住宅の裏って、全然氷が解けないで、とっても危険なんですよね。そこで高齢者とか自転車も通るんですけれども、転んだりして、本当にとっても危険な場所だといつも見て通っているんですけれども、そこら辺については冬の間雪が降った後の、やっぱり点検というのはきちんとしなければいけないと思うんですが、その点について。

○委員長（佐々木慶一君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

大雪等降った場合に道路の状況というのを確認するということについては、その学校ごとに通学路の点検という部分で実施する必要があるかなと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） ぜひやっていただきたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） ここ歳入だからだけれども、私のというのは全国的によく通学路で子供たちが車にはねられたり、いろんなのがあったと。それで、国のほうで見直しとか何かとか出ただけだけれども、これを考えたときに、我々この町は津波によって新しい道路ができて、安全なのはすごく安全なところもあると。片やたまに指摘されるようなところがあって、まだガードもつかない状態のところもあると。そうした場合に、この交通安全対策特別、この交付金は国からああいう話が出てきて、全国的に始めたものの、これ入ってくる金がどのような推移をしているか。この辺について、こう三、四年でもいいから、どのような推移をしていますか。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今年度の予算は70万円としておりますが、前年度は80万円。その前の値が970万円の予算でありまして、決算した、ちょっと今資料が、すみません。令和2年度の決算では73万9,000円の歳入であります。この特別交付金については、国のほうで、県、交通安全違反金の反則金を原資として、市町村に交付しているという内容であります。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 中身はね、そういうのから来ると。だけれども、親御さんたちから見れば、こういうこの交付金みたいな金が、もう少しこう流れて来て、安全安心なその登校、下校できるような状態にしてもらいたいわけだ。だから、この辺についてはもう少し県なり国のほうにやはりもう少し申入れをして、新しいまちにはなっただけれども、結局この間のその通学バスの話もあるからね、もう少しきちんとしたお金をもらって、総点検、またさらに進めるような方向に行っていただきたいと思いますが、交付金についてももう少しこうもらえないもんだか、その辺についてどうでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

原資が交通の違反金ということで、その原資をもってやっているの、なかなか大きな増というのは見込めないと思っております。でありまして、交通安全対策についてはこの交付金に頼らず、町として、あと計画的に整備していくという方向で考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 今の企画財政課長の前向きにという言葉聞いたので、急に思い出したので、私も一言加わらせていただきます。

通学路の安全対策、あと町民の通行の安全対策ということで一つお聞きしますけれども、各自治会からの陳情で、こここのところが危ないということの話は町に上がっているはずですが、それは財政課のほうで分かっておりますか。それから、その返答はどうしているか、町当局にお聞きいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

要望関係の取りまとめは、協働地域づくり推進課のほうで取りまとめております。その要望の有無については、把握しております。

○委員長（佐々木慶一君） 回答のほうをしているかどうか。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 町政提言ということでいただいた提言につきましては、庁内で精査し、一つ一つ回答させていただいているところでございます。

○委員長（佐々木慶一君） どういう回答をしているかというところ。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） すみません。その通学路の危険区域について、ちょっと今年度、私のちょっと記憶するところでは、なかなかちょっとそういった要望という、過去にあったかも分かりませんが、申し訳ございません。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） その自治会等からのお声について、こちらのほう交通担当ということで、私どもも対応させていただいております。その現地に行って、その状況を把握したり、その中で特に危ないよというところにつきましては、釜石警察署交通規制対策協議会というところに上げているという格好にはなります。ただ緊急的なところについては、当然カーブミラー等の部分では対応させていただいております。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 現時点でその場所に、私が言っているのは末広町地区なんですけれども、課題上げているけれども、前向きにはなっていない部分があるということで、釜石警察署の県の釜石警察署交通課の意見については、スピードを落として来ますからと。スピードを落として来まして、スピードを戻せば、事故なんか起きないんですよ。

ただし、それをスピードを出してくる。だから、起きるといってもないんですけれども、それこそ財政のやつで違反の切符のそれが交付税になるという話になって、これはどっちを取ったらいいいんだかね、ちょっと分かりませんが、まずそこでスピードを30キロの、あそこ30キロの部分があるんですよ、30キロで走っている車ありますかということで、規制は30キロだから大丈夫でしょう。30キロでも事故は起きるし、つまり、人を、その地域に住む人、通学の子供たちが、危険に感じているからこういう話が出てくるということで、私は本当にね、ぱっとつけられるもんなら私がつけてあげたいんですけども、それにもいろんな規約があると思いますけれども、もう少し大きな心を持って備えると、事故を起こしてからでは遅いよということで、もう一度考え、そして地域の言葉を聞き入れる、そういう前向きな考えをしていただきたいが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 前向きに対応させていただきたいと思っています。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

12款分担金及び負担金1項分担金。進行します。

2項負担金。進行します。

30ページ、13款使用料及び手数料1項使用料。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 4番の活性化センターの110万円か。これ現在どういう方が利用して、もう分かっているなければいいけれども、計画もいろいろあったとは思いますが、どのくらいの割合が出ているのか。何業者がどのくらい使って、一般の人たちがどのくらい使ってというのが、この110万円のちょっと内訳教えてください。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

これは平成2年度の、すみません、申し訳ございません。令和2年度決算書の内訳にも記載されてございますが、これは令和2年度の決算の内容でございますが、延べ件数で739件、これは750件程度でございます。今年度も大体同程度でございます。それから延べ人数でございますが、3,000人、3,100人ほどでございます。講習会と、ちょっと今コロナの状況でございますが、昨年度は4回ほど講習会等を開催いたしました。これは県主催のものであったりとか、あとは町主催のものでございます。

今回の110万円に関しましては、主に安渡の実証と、安渡の施設の使用料でございます。今後につきましても、ちょっとコロナの状況もございますが、町民を交えました特産品開発等ですね、講習会を開催してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） その講習会とか、あそこの施設に宿泊するいろいろなものがあります。あるとは思いますが、今後もう少し活性化センター、もっとさらに混むような状態になってもらえれば幸いなんですけれどもね。だから、ほとんどは漁業関係が中心になるかもしれませんけれども、今もう少しPRして、この110万円が500万円にも600万円になるとは思いませんけれども、もう少し農家の方にも連絡取りながら、使用できるようにしていただきたいと。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

昨年度も開催した、昨年度ではございません、今年度開催しているですね、講習会等も、どちらかというとな農業関係の方が御参加いただいております。この活性化センターにつきましては、入居者が今の4団体ほどございまして、そちらも半々と申しますか、半々というかジビエも入っております。それから、日本水産も入っておりますので、何もですね、漁業者に限らず、水産振興の農業振興を含めてですね、十分に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） お尋ねします。

教育使用料ということで、公民館使用料25万円、分館使用料25万円、これから見て、中央公民館は入っていないわけですし、中央公民館は委託管理になるようなんですけれども、そうなった場合、この使用料というのは委託先で自由に設計できるという状況なのか、その辺お尋ねします。

○委員長（佐々木慶一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部委員の質問にお答えします。

使用料なんですけれども、こちらのほうにつきましては条例で決まっております、こちらのほうで上限というふうになります。で、指定管理のほうを受ける方の努力裁量でですね、その金額の以下の金額のほうを設定はできますけれども、条例で上限のほうが決まっているということでございます。

- 委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。
- 13番（芳賀 潤君） 土木使用料町営住宅の使用料について、伺います。毎年のことながら、使用料収入があつて、あと滞納分の収入があるということで、今年は滞納分で300万円ほどの収入を見込んでいると。これ今の全体的な滞納分の額ってどの程度あつて、そのうちの300万円を見込んでいるという意味でしょうか。
- 委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。
- 技監兼地域整備課長（那須 智君） 今現在、令和3年度の部分。
- 委員長（佐々木慶一君） マイクお願いします。
- 技監兼地域整備課長（那須 智君） 令和3年度の部分ですね、現在現年度の滞納が大体480万円ほどございます。それから、過年度分は約500万円ほどございます。で、滞納繰越し分については、50%の収納を見込んでございます。
- 委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。
- 13番（芳賀 潤君） まだ新しいうちがあれなんですけれども、年々これが多くなってくると、また大変な問題になるんですけれども、その過年度分500万円と現年の480万円、そのうちで今年は300万円ほどを回収できるのではないかというようなことで、この推移についてどのように見込んでいますでしょうか。
- 委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。
- 技監兼地域整備課長（那須 智君） 滞納繰越し分がやはり残ってきますので、やはりだんだん増えていっています。それから、現年度分についても今年はですね、ちょっといろいろ人数の問題もあつてですね、今現在担当者が1名しかいないので、なかなかその滞納の督促が歩けないというところもあつてですね。その分は指定管理者と合わせて行っているんですけれども、そうした面では少しずつは、去年は結構滞納分は減らしたんですが、今年状況ではなかなか苦しいなというのが本音でございます。
- 委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。
- 13番（芳賀 潤君） 今答弁の中で課題も明らかにされたようですけれども、担当がなかなか人員がね、不足していて回収が滞るといふか、思ったように数字が上がらないとすれば、督促だとかいろんな方法もあると思いますし、そんなに人数が多い、極端な話が人数が多いとも思われないうんですけれども、やはり、こういうのを適正に管理していかないと、なんていうのかな、払わないことに慣れてしまうという話になってしまう。そうすれば、隣の人も払ってねえからみたいな話になると、負の連鎖ですよ。なので、

前の会計管理者で一生懸命頑張って税金を上げたという実績もあります。なので、やはりここはきちっと適正にやっていかないと、みんな同じルールで入居しているし、厳しい話をすれば、滞納が何か月、何年ってなれば、もう出てもらわなくちゃいけないってことになるわけですよ。そういうのをいかに周知して、滞納分を無理くり回収するという方向性でもなくて、その何ていうんだろう。やはり、負の連鎖になるのが一番怖いんですよ。そこら辺はやっぱり適正に管理をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 今後、年度末というか、出納検査に向かってですね、一応その滞納処理率は進めていきたいと。その中においては分納誓約というものを今一生懸命進めまして、分納していただいています、まず払える分で、取りあえず分納の中で滞納分を払って行って、現年分についてはできるだけ払っていききたいというふうな形で進めていききたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） すみません。確認です。

先ほどの公民館の使用料のことについて、これは使用料等は委託料に含まれると思っ
て間違いないですか。

○委員長（佐々木慶一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部委員の質問にお答えします。

使用料なんですけれども、こちらのほうにつきましては、受託者のほうでですね、歳入というふうを集めるということになります。で、これからですね、詰めるんですけれども、詰めるというか、説明していかなくてはならないんですけれども、歳入の分を指定管理の分から控除するというふうなことも進めてまいります。

○委員長（佐々木慶一君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） すみません、補足させていただきます。

指定管理、受託していただく際に、事業計画等を提出させていただくんです。その中で歳出というか、要は支出の部分にこのぐらい積算しています。歳入は今言ったその使用料、役場では使用料ですが、指定管理者の利用料という形で取るんですけれども、先ほど課長が説明したとおり、上限はあくまでも町で決めている使用料の上限、これを超えては利用料は絶対設定はできません。ただ、努力次第ではその範囲内で利用料金を設

定することは可能です。そういった中で提案を受けた際に、支出等部分から、歳入、利用料をこのぐらい見えています。そして差引きして、指定管理料をお幾らという形で積算して支出しているという仕組みですので、利用料は利用料で受託者が頂く。そのほかに、その差額分にかかる経費部分については町のほうから、委託料という形で支出しているというような仕組みでなっているという内容でございますので、補足でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

31ページ、中段まで。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 町民運動場使用料、全般で伺います。

現在、町内外から利用があると思うんですけども、頂いた資料によると、コロナ禍の割には結構な使用料があるんだなというふうに感じました。特にサッカー場については、そこそこ使用料が上がっているという中で、町外利用者に限定すると、これ割合的にはどれぐらいあるんでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池委員の質問にお答えします。

今、資料があるのがですね、野球場とテニスコートと、あとサッカー場なんですけれども、野球場につきましてはお示ししている数字のとおり、町内が53件になります。あと、町外が5件になります。で、10%ぐらいです。テニスコートは42件、町内だけなんですけれども、サッカー場につきましては、全部で252件のうち37件のですね、15%ぐらいの町外の利用をいただいているというところでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

町外からもそこそこやはりいらっしゃっているということですが、これ何でその町外利用者を私伺っているかというのと、この町内スポーツ人口というものに関しては、ある意味、使用というのは限定的な部分があると思うんですね。もちろん、そのスポーツ人口の割合からいけば。そこで利用率を上げるというのは、非常に町内のスポーツ人口からして考えると難しい部分もあるのかなというふうに感じております。そうすると、いかに町外からもスポーツ関係者を呼び込んで、施設を使ってもらおうかという施策も当然必要になってくると思うんですね。で、利用率を上げるための施策、それからその取組の現段階での現状というのを伺いたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池委員の質問にお答えします。

町外からの呼び込みということになりますと、昨年度観光協会さんのほうでやっていただいた宿泊補助とかですね、いろんなものがございます。で、実際に令和3年度から野球場、サッカー場とかですね、供用開始させていただいておるんですが、岩手県のスポーツキャンプガイドブックというのがございます。で、これ岩手県に分なんですけれども、こちらのほうで全県ですね、いろんなその施設がありますというところのPRとかですね、あとアクセスとかですね、いろんなそういう、どんどんその新しい情報に更新しながらですね、情報を提供していただきまして、徐々に知名度というか、1年まだ経っていないんですけども、いろんな町外からですね、県内なんですけれども、そちらのほうからの予約とかですね、利用のほうが徐々に増えているという状況でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 町としても、発信には取り組んでいるというふうに認識いたしました。

それで、この長いスパンで見ると、必ずそこには維持管理のその問題というのは当然、そういったところにぶち当たるというふうに思うんですけども、この維持管理全てが使用料で賄えるとは当然思わないですけども、例えば夏は比較的涼しいであるとか、それから冬は温暖というこの大槌の地域の特色を生かして、例えばスポーツクラブの合宿をこう誘致するであるとか、PR的なものは必要であると思うんですね。特に野球とかはシーズンオフなどもあるので、そういったシーズンオフの時期に、野球場にそういう合宿を呼び込んで野球場を使ってもらおうとか、そういう施策も必要だと思うんです。そうすると、当然その各課連携で進めていかなければいけないというふうに思う部分もあるんですが、これについて町長はいかがお考えですか。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変必要なことだと思います。施設管理する側の生涯学習はそうなんですけれども、誘致というか、関係すればやはり産業振興課とのつながり、また、他団体との協力も必要ではないかなと思いますので、やはり施設のPRももちろんそうなんですけれども、利用しやすくして滞在型になるような、そういう取組も、町全体として取り組む必要があるだろうなと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

2項手数料。32ページ、上段まで。進行します。

11時15分まで休憩します。

休 憩

午前11時02分

○

再 開

午前11時15分

○委員長（佐々木慶一君） 再開いたします。

32ページ中段、14款国庫支出金1項国庫負担金。

次ページ上段まで。進行します。

2項国庫補助金。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） ここに新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で、この地方創生交付金が3項目上がっていきまして、この額でいえば、この新型コロナ地方臨時交付金が一番大きいわけなんですけれども、これをどのように使うつもりか。この使い道について、お尋ねしたいんですが。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応の地方創生の交付金ですが、6,402万8,000円ほど計上しております。この内容については、大きいものはまず代表的なものはキャッシュレス決済推進事業、そのほかに新規市場販路開拓支援事業、6次化……。すみません。キャッシュレス推進事業については4,000万円、新規市場販路開拓事業については800万円、6次化施設整備事業については200万円、あとは企業人材育成支援に500万円、大槌サーモン祭りPRに300万円、大槌魅力発信事業として197万8,000円、あと合宿誘致事業は330万円、あとは町PRアニメーションの活用補助金については75万円、新年度予算にはこの7事業を掲載しております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

34ページ上段まで。進行します。

3項委託金。進行します。

15款県支出金1項県負担金。進行します。

次ページ全部。進行します。

2項県補助金。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 民生費補助金のところでお尋ねいたします。

ここの中段にハイリスク妊産婦アクセス支援事業補助金25万円、これ昨年度もありました。昨年度あったのが、ほかに妊産婦包括支援補助金、金額は7万円ですが、昨年度あったものが今年度なくなりました。どういう理由からでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

この岩手の妊産婦包括支援促進事業というものはですね、各市町村で令和2年度中に設置すべきである、子育て世代包括支援センターの設置に向けた際に、岩手県においては様々な支援をいただいたところであります。その中で、職員が妊婦訪問時に配付する啓発物品等の補助ということで、今年度まではおむつの配付に使わせていただいております。令和4年度の予算につきましては、それに取って代わります国の事業であります、産前産後サポート事業補助金のほうを活用させていただいて、事業継続をすることといたしておりますので、来年度の予算には本件に関しては計上していないということになります。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。

昨年の今頃ちょうど、岩手県が釜石病院の分娩取扱い休止を発表しました。いろいろ、町長、議長等も要望活動してきたわけですが、そのことがあって、例えば新規な部分で休止に伴う支援策ということで、県より新たなものが町等に補助金として交付されて、それを財源として町の支援策というような、その新たな県からの補助金というものは、この休止に伴ってあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

県のほうでは、独自に今回の県立釜石病院普通分娩中止に伴います支援というのは、具体的には行っております。市及び町のほうで取り組むこと、あとは県のほうが独自に取り組むことということで、それぞれが別な形で事業を展開しておりますので、県のほうから、新たな市及び町に対します支援制度というのは今のところございません。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

妊婦さんにとっては、例えば県の事業であっても、町の事業であっても、支援していただくことは、今であれば大船渡のほうに通うと思うので、すごく助かると思うんです。

ただ窓口は、やはり確認なんですけど、歳出にも絡むんですけど、窓口はまず町のほうで、県の分を代行した中で、何度も足を運ばないような対応を取っているということによろしいわけですね。確認です。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりに、足を何回も運ぶというのは身重になればなるほど、逆に動きにくいところもあると思います。大槌町におきましては、このような形で子育て支援情報のしおりというのをつくらせていただいて、あと窓口のほうにお見えになった際にはお渡しをしております。中には、様々妊婦さんに関する事、赤ちゃんに関する事、子育てに関する事全て、大槌町のみならず保健所であるとか、あと圏域のほうで行っているサービス全て40事業を網羅したものを、この中で紹介をさせていただいております。それに併せまして、様々な医療に関する給付券等の配付でありますとか、あとは相談窓口電話等による相談も受け付けておりますので、ワンストップ化を図っているところでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 今の、この前に私もちよっとこの妊産婦の話、今はハイリスクの話出たんですけども、妊産婦の方々が結局大船渡まで通院しなくてはならないと。私が前に言ったのは、いや、何とか釜石の人たちも行く、ここも行くようになって、あっちに通院する、時間とすれば大したことはないと思いますけれども、妊産婦のほうは急いで行くわけにもいかないと思うんですよ。だから私はなるべくなら病院、大船渡の例えればその産院の近くに、やっぱり釜石と協力しながら、県の協力も得ながら、あそこさ1市1町合同で、例えばそういうアパートとか、そういうものを用意したほうがいいのではないかと私は前に言ったんですよ。で、ふとしたことからニュースに入ったのが、実際そういうことをやっているところがあると。私は常々言うんですけども、よそでやって良いと思うようなことは、やっぱり取り入れるべきだと。私は常にそう思いますけれども、その件についてどのように考えて、この補助金を県から頂くときに、そういうその、何て理由というわけでもねえけどもさ、屁理屈でもねえけれども、いずれにしても金をもらって、もらってというか、妊産婦の人たちを通して助けてやるかといえば、そういう方法しかないと思うんですよ。そこらはやっぱり県に訴えて、こういうお金というのはつけてもらうべきだと思いますけれども、どうですか。

○委員長（佐々木慶一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

県立釜石病院の普通分娩中止に伴います、昨年10月からこういった形になりまして、それに合わせまして、大槌町としましては、その妊婦さんが釜石以外の病院に通う場合、県立大船渡病院のみならず、県立宮古病院等に通う場合に、まず一つとしては交通費の助成をさせていただいております。また、そのほか出産等に伴いまして、やはり前泊等が必要な場合に対します宿泊費、民間のホテル等に泊まる際の宿泊費の助成も併せて、設けさせていただいております。これらを町の単独のほうで、単独費で今行わせていただいているところであるんですが、今後釜石のほう、近隣とも、ちょっと調整を図りながら、もしこれをその国のほうでの支援制度ということが必要であるようであれば、しかるべき要請等を進め、取り組んでいきたいなどこのように思います。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） ありがとうございます、前向きに。

通院するのは段階的に行くから、それはそれとしても、通勤費の補助も差上げますよというのは分かります。ただ、そのそろそろ生まれると、そういう臨月期になるんだという事態のあたりからね、やっぱりそういう押し迫ってきたときは、安心してこっちからわざわざ行くことがないように、向こうにそのホテルか何か、今言っていますけれども、そういう方法をぜひ取っていただきたい。ならば、それは釜石と大槌とか、そういう町と市と提携しながら、きちっとしたその産科体制を取っていかないと、子供が増えないと。安心して子育てができないということになりますので、ぜひその辺は十分配慮しながら、この補助金についてはもらうものはもらってやっていただきたいと、そう思います。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

37ページ、全部。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 5目の農林水産業費、県補助金の農業次世代人材投資事業補助金のところで伺いたいと思います。この補助金は、研修を受ける就農希望者と新規就農者の就農後の経営確立を支援する資金でありますけれども、今年度もまた次年度、令和4年度も変わることなく450万円であります。そこで2点伺いたいと思いますが、この補助金はいわゆる準備型と経営開始型とありますけれども、これはどちらに対しての補助なのか。それと、当町においては、何名の方を補助を予定しているのか。この2点を伺い

たいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員が御質問の準備型か経営開始型かということにつきましては、準備型は支援研修の縛りがあるので、今回の当町で行っているこの事業は、経営開始型の事業でございます。新規に農業を始めようという方がですね、これ実は次世代人材のは、青年就農交付金だったかな、ずっと前からですね、七、八年ぐらい前から、実は国の制度としてございまして、5年間継続することがございます。で、現在までにこの交付金、前回の青年就農交付金を使って、今までの延べ人数でございますが、5人ございまして、現在も入れると6名分でございます。今回の450万円は150万円で割りますので、これは3名分ということでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 経営開始型は年間150万円を最長5年間、これを当町においては3名ということなんですけれども、これ実際のところの収穫収益の部分ではどうなんでしょう。数字的なことではなくて、安定しているか、現状で安定しているかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

新規就農に関しましては、議員の中にも農業者の方いらっしゃいますので、お分かりかと思いますが、なかなか確かに新規の場合においては、経営安定させるまで時間がかかってございます。今回の次世代人材を初め、それから農産物生産振興補助金もございます。町といたしましては、多角的に農業の振興に関しまして、支援とバックアップを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 了解しました。

私はあんまり農業とか詳しくないんですけれども、一般的に経験を積めば当然スキルも上がってですね、すなわちそれは収穫と収益に直結するものだと思うんですね。それで、その営農状況の確認は市町村が主体となっているということですが、状況いかんによっては、この補助金の返還もあり得るというふうに伺っております。それで当町としては、この辺をしっかりと営農状況というものの判断、この辺はしっかりチェック

されているのでしょうか。この報告義務などもたしかあるはずなんですけれども、その辺のチェック体制に関して伺います。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

つぶさにですね、定時で報告をいただいております。それから、収穫状況、生育状況等もですね、県の普及員等も交えまして、その相談会であったり、報告を交えてございます。ですので、独りぼちな、独りぼちというかですね、独りぼちにならない、それから、ちゃんと就農しているという状況も確認した上で、この事業を活用しながら、新規をですね、就農を促してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 今の下の林業費補助金、このところでナラ枯れ防除事業補助金が190万円ぐらいあります。実際、今の人たちは自分の山はどこにあるか分からないというのが多い。高齢者で覚えている人があっても、山に入れなくなった年代が余りにも多くなり過ぎて、で、実際山を歩くと、かなりそのカミキリかな、今のナラ枯れのもととなるような山が多い。実際こう木の幹の下には、すごいそのおがくずが堆積していると。それらの木はほとんどもう枯れてしまうと、そういう状態が多く見られると。その中で、実際どこにもこれが増えてきたんだけど、この190万円で、これだけでやるとは思いませんけれども、この辺ちょっと幾分か足りないんじゃないかなと。やっぱり森林管もできたことだし、やっぱり山林の地主と相談しながら、まだまだ山を点検しながら、この方向を取っていかなきゃ、ちょっと大変になるんじゃないかなと思いますけれども、課長さんとはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 金崎委員のですね、おっしゃるとおりでございます。以前より議員からこのナラ枯れ問題に関しましてはいろいろ御質問等ございました。要はあの伐期、適齢期を過ぎたナラ類が老木になってきて、人間、ちょっと言い方はあれでしょうけど、人間でいっても抵抗力がなくなってしまって、そのカシノナガキクイムシでしたか、あの虫よりも、その虫についている菌によって、このナラ枯れが蔓延していることが今回の状況でございます。国庫補助、今この県費は国庫補助でございますが、ちゃんと当課でもですね、それから森林組合等もですね、状況をつぶさに観察しながら、ただ、あくまでもその私有林があるものですから、私有林の方とも状況を、

切ってもいいですかと、くん煙してもいいですかとか、状況調整しながら、今後も行ってまいりたいと思いますが、いずれにせよ、議員の前段にございました、やはり所有者の方がきちっとした、自分の森林管理をしていただくようにですね。あとは、森林環境譲与税を使って、そこら辺もうまく町の森林管理を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） すみません。農業費補助金で鳥獣被害防止総合支援事業補助金で、今年度よりもですね、4,800万円ほど増えているんですかね。これは増加したというのは、鳥獣の被害が拡大したから、その対策に必要なということで増額したんでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

こちらの歳入につきましては、申し訳ございません、予算書の79ページ、歳出をですね、18節負担金及び補助金の一番下のジビエ処理加工施設整備補助金に充てられるためにですね、4,800万円ほど増えたということでございますので、これは申し訳ございませんが、言い方があれなんですけれども、間接補助でございまして、国、県、町を通して、その事業者に交付する事業費のために増えたというような状況でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 増額理由は分かりました。

何でこれをお尋ねするかというですね、農林水産省のホームページを見たんですがね、そうしたら、市町村がですね、被害防止計画に基づく取組等に対して総合的に支援をするというホームページを見たので、少ない予算の中で最大の効果を上げるには、やっぱりそういう補助金を活用して対策をするのが必要だと思っています。ぜひ被害防止、もし大槌町で被害防止の計画を策定したいのであればですね、早急に策定して、こういう補助金についても活用するべきだと思いますが、課長のコメントをお願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

計画は策定してございまして、策定しているので、このような交付金も、補助金もですね、受けることができます。一番はやっぱり担い手でございまして、当町におきましては、今年度におきまして、12名ほどのハンターが増加してございます。これは農業被害を食い止めるということが一番ではございますが、やはり昨今のジビエ事業に伴って、

興味を持った方々がハンターの資格を持って、これが巡りめぐって、要は農業被害を軽減するというのでございますので、当町としてもですね、今後につきましても、持続可能な、その何ですかね、まちの在り方と、農業振興を含めました産業の在り方を含めながら、新しい力を活用して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） 教育費県補助金のところの。

○委員長（佐々木慶一君） マイクをお願いします。

○5番（澤山美恵子君） すみません。教育費県補助金のところで聞きますが。学校家庭……。

○委員長（佐々木慶一君） まだちょっと入っていませんので、次ページですので。今、37ページやっています。37ページ全部。

○5番（澤山美恵子君） すみません。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

38ページ中段まで。澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） すみませんでした。

学校家庭地域連携協力推進事業補助金のところで、ちょっと関連づけて聞きますが、家庭地域の協力、連携というところですね、学校では地域も避難訓練ということをしておりますが、もちろん学校でも避難訓練はしていると思います。地域の避難訓練にですね、子供たちの参加が非常に少ない。学校のほうでは、地域のほうにも参加するように促しているのでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

地域の避難訓練という部分についても参加するよということ、広報等、そういったところでは呼びかけながら、学校では行っているところでございます。あとは、学校主体で行っている避難訓練ももちろんありまして、大槌学園、吉里吉里学園とともにですね、避難所運営等を地域の方の御協力も得ながら実施しているということで、了解しております。

○委員長（佐々木慶一君） 澤山委員。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

やっぱり災害というのは、どこでどのように起こるかも分からない。地域に避難訓練

に参加するという事で、やはり地域の人たちにどういう人たちがいるのか、どういう場所に逃げたらいいのかとか、そういったことが分かってくる。子供たちが地域のその避難訓練に参加することで、地域のコミュニティーも生まれてまいります。そういうことで、やはり積極的にこの地域の避難訓練にも参加させるように言ってほしいと思います。

昨日ですね、ニュースで、私途中から見たんですけれども、30年以内に起こる南海トラフの避難訓練で、学校で行われている避難訓練があったんですけれども、やっぱりその生徒さんたちは避難訓練ということを言わないで、突然こう避難訓練を実施されるんですけれども、その子供たちはもう自然に自分の頭を守ったりとか、他の机の下に潜ったりとか、校庭では頭を守って姿勢を低くしたりとかって、そういうふうに行っている子供たちがいました。そして、それからまた自発的に避難場所まで、猛ダッシュで避難している子供たちがおりました。やっぱり学校のほうでも、やはり自発的に自分たちが言われなくても、そういうことができるようにやっていただきたいなと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） ありがとうございます。

現在学校でも、年に3回ほど避難訓練を行っております。火災だったり、地震であったり、それぞれでございますが、先ほど委員のほうにも御指摘いただいたように、その中で、時にはですね、予告をしないでということで実施するという事も行っております。そういった災害というものがいつ起こるか分からないということを想定しながらですね、引き続き避難訓練を実施してまいりたいと考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

3項委託金。

39ページ中段まで。

16款財産収入1項財産運用収入。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） かなり前から話している、郷土館建設基金預金利子4,000円。これかなり前から宿題というわけではないけれども、私は訴えるべく訴えているんですけれども、これどうなっているんだべ。町長なったときにもうしゃべっているから、かなり年数いっている。ということは、行政のほうは調べっからどうでこうでとは言うけれども、知らん、聞かぬ、存ぜぬで決めているのかなと思うわけですね。もう少しね、やっぱり誠意のある対応を考えていただかないと、おしゃっちがあるからあそこ置いて、

例えばそういう縄文の土器でも何でも見せることができるとは思うかもしれないけれども、やはりこういう基金をつくった以上は、きちっとやっつけていかなきゃないんですよ。これは前町長もそうです、その前の町長もそうです。使うときは使う。郷土館建設基金を下ろして道路も造ってしまう。結局、文化に疎い町だと言われるのはそこだと思いますよ。そして、あった財産が全て流してしまうと。だから、やることをやらないからそうなると思いますので、ぜひここの郷土館建設基金の保存については、もう少しきちっと考えを持っていただきたい。そう思いますけども、どうですか。4000円の利子では。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 金崎議員のほうからは、常々こういうお話があります。やはり去年のこともそうですけれども、全体の文化財含めて、様々な量がどうかということ調べるといって、町長部局だけではなくて、教育委員会部局との連携を図りながらということになります。委員御指摘のとおり、基金を設けて、その目的のためにどうするかということは大きな課題だと思います。たまたま今利子だけですけれども、本当にその金額でいいのかと、上乘せをして準備を図るといって、必要だと思いますので、しっかりと教育委員会部局との連携を図りながら、ここの基金の在り方についての積み上げも含めて、しっかり考えてまいります。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） まあ、言うことも同じで、当局からの答弁もそんなに変わらない。確かに今町長が言ったのは何か前進かなとは思いますが、やはり前回のときも、やっぱりそっちの教育の委員会のほうでも、きちっとやっぱり調べなきゃないなというのは、課長さんのほうからも聞きました。だから、それは十分進めているのかなと思ったけれども、またスタート地点さ戻ったと。やはりそこ、そこだと思うんですよ。やっぱり、俺は、俺はということはないけれども、こうなったんだらもう条例もなくしたほうがいいんでねえかと、こういう危険もなくしたほうがいいのではないかと。ところで私は言ったんですよ。やっぱりもう少しね、本当に普通言うんだば、やる気あるのか、本気かと思うんですよ。誠意ある回答はしたつもりだと思って、町長も思っているとは思いますが、私も確かにその誠意は少し前進かなと思うけれども、この繰り返しのなんですよ。だから、条例というのを町ではどのように考えてるんだかね。条例、いろんな条例出てくるけどもね。もう少し、やっぱり考えていただきたい。やっぱり温故知新ということもあるし。やっぱり話すれば長いけれども、いずれにしても、もう少し

し進めていただきたいと。そう思います、どうぞ。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 十分にこれまでの御発言を含めて、しっかりと考えなければならぬと思っていました。やはり歴史あつての、やはり大槌町だと思っておりますし、やはりふるさとの歴史を踏まえて、様々な技術を踏まえて、しっかりと考えていくということになりますので、郷土館建設についてはしっかりと資料等を踏まえてですね、方向性については、議会に対してしっかりと説明をしまいたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 私も一般質問で何度も言ってきましたので、また4,000円なら、これを何年かかって貯めるんだらうというそういう考えも、ちょっと皮肉っぽく言おうかなと思ったんですけれども、今答弁がありましたので言いますけれども、まずあの町内には様々な物があります。農具であつたり、漁具であつたり、今はもうほとんど電気とか機械とかになりますけれども、手作りの本当にこう大事な物というかね、その生活がよく分かるような、そういう物もあります。それで、釜石の資料館を建設するという事で集めたら、大槌町からかなり行きました。桶を作る道具から、様々な。それから、主に山のいろんな郷土資料館というのがあります。そこにもすごい物があります。町内にもまだまだいっぱいあります。それから、本当に重要な物は、県立博物館がいっぱい集めて持っていついています。その時点で、私たち町のほうでは、いずれ郷土館を造ったらばと、そういう条件つきのもあります。まだ、古文書にしても、すごく重要なものがあります。やっぱりそうした部分もありますけれども、世代交代するたびになくなっていくので、早くこのみんなのその財産、今は個人で持っているも、共有の町の財産として、しっかり管理してほしいなとそういう思いでありますけれども、いかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） この郷土館もしくは郷土財の管理につきましては、大槌町として大事な事業だという認識は間違いございません。この事業、郷土文化財をいかにして維持管理していくかという問題事に関しましては、これまで、今年度ですね、何もしてこなかったわけではなくて、実はこの郷土財を管理するためには、やはり専門的な知識を持った方が必要だろうと。プロパーのスキルだけではなかなか難しいということは、皆さんも同感だと思いますが、私もそう思っておりますので、今年度こういう郷土財のいわゆる分析ができること、進めることができる方をですね、募集しましたところ

ですね、残念ながら適正な方に巡り会うことができずにですね、また再度ここは考えていかなきゃいけない。その人を中心として、どういうものがあるかということと、それからそれをどのようにこれから維持管理していくのか、広めていくのか、こういうことを考えなくてはいけないと思っていますので、皆さんの委員の言われる認識については、私どもも重く受け止めておりますので、前に進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。よろしく進めていただきたいと思います。

それで進め方に当たっては、取りあえずは県立博物館をしっかりと見ていただきたい。その中に、町区に由来するものが数多くありますので、まず見えるところから始めて、どういうものかというのをしっかりとやってほしいと思います。いかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 県立博物館にあることも認識しておりますし、また町内にも様々ありますし、それから未発掘のものでですね、それから町内に保存しているものもござります。これらも併せて、まず優先順位を決めながら進めさせていただきたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

40ページ、2項財産売払収入。進行します。

17款1項寄附金。進行します。

18款繰入金1項特別会計繰入金。進行します。

2項基金繰入金。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 令和4年度の予算を組むとき、12億円が89億円のうち12億円が、基金を取り崩すということであります。それで、基金もたくさんありますし、合計額も結構あると思うんですが、ほぼほぼ復興事業等もハード事業が終わったと。今、町の基金として持っているお金の中で、近い将来、その事業の精算とともに国に返さなければいけないような金額というのは、どの程度あるのかというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今年度である程度の大きいところは返還して、あと金額的なところはもし必要であれば、ちょっとお時間いただきたいなど。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

金額は、今調べられますか。では、時間外でお願いします。

進行します。

41ページ、全部。（「お願いします」の声あり）

あ、お願いします。失礼しました。では、調査のほうお願いします。

休 憩

午前 1 1 時 5 2 分

○

再 開

午前 1 1 時 5 4 分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 東梅委員の質問にお答えします。

復興交付金事業はほぼ精算がされており、今後については現在震災復興特別交付税ですか、その辺の精算を今年度着手しております、翌年度以降の精算になろうかと思いますが、規模的には今精算している段階ですけれども、10億円程度になる可能性を想定しております。精査した数字については、現在はあくまでも見込みということで御了承をお願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） その10億円、まず今段階では10億円程度が返還見込みかということではありますが、先日の一般質問にもあったように、例えば財調を取ってみても、来年度、例えばその公共工事、公共施設等の基金をつくる時、5億円ぐらいを、まず1回目にもう積みたいという答弁でありました。で、この基金もいつまでもあるわけでもありませんので、本当に大事に使わなければいけないと思うんですが、今回のこの返す10億円を、10億円返すことになるわけですが、精算とともに、その後の財政運営は、まず大丈夫ですよ。そこら辺、いや、笑い事じゃない、本当に。大変ですよ。ですので、そこら辺確認させてください。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

財調ということでの質問であります、まず、公共施設の基金を創設し、あとは復興特別交付税の返還と、そういうのもやった上での残高は、まず半分程度になるのではないかなと想定しております。ということで、今後については繰越金が発生した場合は、そういうものを積み立てていったり、あと一般質問でもあったように、事業の見直

し、精査をしていきながら、あとはいつまでも積立金があるわけではないので、少しずつフェードアウトするような事業の流れも必要ではないかなと考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 本当にやりくり大変かと思いますが、ちゃんとしてもらいたいと思います。今、課長のほうから繰越金という話が出ました。繰越金を次の年度にほぼほぼ、何か見ていると財源に充てているように私は承知しています。まずやり方として、半分ぐらいは基金に積んで、半分ぐらいは翌年度という考え方も様々な本の中にあると思いますので、そういう部分も含めた中でこの繰越金を、次年度に使う部分と基金に積み立てる分、ここら辺をしっかりと考えた中で財政運営して行ってください。要望です。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

40ページまでの質疑を終了しました。

13時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時58分

○

再 開

午後 1時10分

○委員長（佐々木慶一君） 再開いたします。

41ページ、2項基金繰入金。全部。

42ページ、上段まで。進行します。

19款1項繰越金。進行します。

20款諸収入1項延滞金加算金及び過料。進行します。

2項町預金利子。進行します。

3項貸付金元利収入。進行します。

43ページ上段まで。進行します。

4項雑入。

44ページ上段まで。進行します。

21款1項町債。進行します。

45ページ、失礼しました。

歳入の質疑を終了いたします。

歳出の質疑に入ります。

45ページ、1款1項議会費。進行します。

46ページ。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 先ほど収入でキャッシュレス事業ということをお話しましたけれども、ここの委託料あたりかなと思って、そのキャッシュレスのちょっと事業の詳細を教えてくださいなればと。

○委員長（佐々木慶一君） すみません。今どこの。

○8番（阿部俊作君） 委託料のところ、その今項目調べたんですけれども、どこに当たるかちょっと分からなかったもので、キャッシュレス事業はどのようなことをやるかということで、総務の関係で。（「商工費でしょ」の声あり）商工費。

○委員長（佐々木慶一君） 12節の委託料ですか。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。すみません。商工費で、全部商工費ですか。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。はい、いいです。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。白澤委員。

○2番（白澤良一君） それでは、総務管理費12委託料のところでお尋ねしたんですが、ここに法制執務支援業務委託料88万円、それから公文書管理研修等で29万7,000円要求されているわけですが、委託料の法制執務業務委託料88万円と、この研修等の委託料29万7,000円のですね、この委託内容をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず法制執務支援業務委託料ですが、これにつきましては、当町のほうでは「株式会社ぎょうせい」というところに、例規集等々の整備等をやっていただいているわけですが、それに関連して、法制執務の相談であったり、条例等を整備する際の起案内容の審査、それから法令情報等の提供等いただいているというようなことになっております。

それから、公文書管理研修等の委託料につきましては、令和4年度、3時間程度の研修をですね、1日午前と午後、1回ずつ2回、講師を依頼して、実施しようとしているものでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） 了解しました。

実は一昨年度ですね、これ一昨年度も昨年度も同じような同額なんですけれども、この研修対象者というのは何人程度、また、それからその研修対象者というのはどういう

ことで選定されているんですか、お尋ねします。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 公文書管理研修につきましては、職員全般に声をかけて、出席できる人という形でお願いしているところでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） なぜこういう質問しようかと、お尋ねしたのかですね、やっぱり毎年このような研修が行われているのであればですね、職員一人一人がその公文書の重要性というのを本当に認識されると思うんですよ。ぜひ研修内容を理解して、職員一人一人が執務に当たってほしいとそのように願っていますが、ポイントがあればお尋ねします。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 一般的には研修して、研修を受けて終わりということだと、次にはまずそれがつながっていかないというようなことになりますので、やはりその辺の研修を受けた後、やはり私ども上司のほうもですね、できている起案文書等、内容をよく確認して、駄目なものは駄目ということでもう差し戻したり、そういった取組が必要と考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 46ページ、進みます。

2款総務費1項総務管理費。

次のページ、47ページ、全部。

48ページ、全部。

49ページ、全部。

50ページ、全部。

51ページ、全部。小松委員。

○14番（小松則明君） 私は委託費の部分、大槌町文化交流センター指定管理業務委託料、3,379万3,000円ということで、交流センターということで、町の中心で普段からにぎわいをしているということでございます。本当にその事業のことに対しては感謝、何かこういつも町民の人たちが集っているということでありますが、この予算を見る限り、本年度3,379万3,000円、昨年度2,440万9,000円、令和2年度は2,312万8,000円、人件費によると、本年度1,519万7,264円、令和3年度1,071万7,602円、令和2年度1,056万431円、人件費でございます。人件費について、これは指定管理業務ということで、毎年毎年人

件費が上がる根拠。そして、これは上がって当たり前なのか。何を根拠に上げているのかというものの正当性を聞かせてほしいということで、お願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ただいま、その人件費の上昇分ということでの御質問頂戴しております。

令和4年度が特に大きく、約440万円ぐらい上がっているんですけども、その主な理由といたしましては、ここに勤務しております人件費、1人当たりの金額、単価、というものにつきましてですね、令和4年度の予算を編成するに当たりまして、見直しを図り、一定の基準を設けてこれに適用すべきだということで、今回このような大きな上昇になったという背景がございます。その内容といたしましては、1人当たりの単価が上がったことにより、あと、また雇用者分の様々な負担する分もありますので、その分と合わせますと、今回このような金額で上昇になったというふうな経緯がございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 見直しをかける、誰が見直しをかけると。これ少し、何て言ったらいいんでしょう。町のほうで見直しをかけると言ったのか、そうでなければ、交流センターの業務委託者のほうから見直しをかけてほしいと言ったのか。それから、単価についてですけども、単価というものに対しての基本的な考え方、その単価はどこからの単価が出てきたんですか。それともう1つ、その単価というものは、あくまでも指定管理者制度を設けたときに、この業者は幾らの単価で自分たちでやりますよという単価のはずです。役所の単価ではないはず。その理由づけ。皆さんに、これはなぜかという、ちゃんと私たちが町民に答えられる、町民の人たちはあそこでいろんなイベントをやりますけれども、これというのは、できるものに対してお金はかかっているんですよ、ただでやっているわけではないですよ。そういう意味で、納得させるような回答をいただきたい。お願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今回の当初予算の編成方針として、企画財政課のほうで、その辺は調整させていただきました。まずこの件について、どういうふうに単価を設定した経緯であります、このおしゃっちのほかに、今年度から指定管理をしようとしている町公民館と城山公園体育館の指定管理料の人件費算定について、内部で協議いたしました。現在令和3年度に

においては、町の人件費に関する単価というか、そういうものの考え方が、現在町職員の行政職の給与表があります。そのほかに、会計年度の職員の給料表があります。で、どの単価を使おうかといったときに、まず現在の委託料算定しているものから比べましても、行政職の単価ではなく、会計年度職員の事務補助的な単価を採用したということでもあります。そういう単価設定にしたことから、類似する文化交流センターの指定管理料の人件費の算定の考え方、その辺の整合性を図る必要があるだろうということで、町のほうではそういう考え方をもって、今回算定を改定いたしました。

○委員長（佐々木慶一君） もう1点、それは町当局からの設定だということによろしいですか。今質問にあった。

○企画財政課長（太田和浩君） 今回の設定は内部協議をした上で、編成方針に反映させたという内容であります。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） すみません。内部協議についてはまず、予算担当の企画財政課と、指定管理のことを統括する総務課と、あとはその中央公民館の業務が今年度町当局へ移管するという方針がありましたので、当然教育委員会の生涯学習課と、あとは協働地域づくり推進課の協議によって、方針をそのように定めております。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 俺、3回目だ。

○委員長（佐々木慶一君） 3回目です。

○14番（小松則明君） 少し長くなります。

そもそも中央公民館のあれも業務委託で一応出して、それで選ばれたんですよ。選ばれて、業者さんが決まった。選ばれるということは、いろんな単価とかこうやりますよ。ということの値段提起をしているんですよ。基本的な人件費は幾らだって、自分たちの。それは役所の正規の単価というか、それは幾らですって役所は言うわけないでしょう。提起していましたか。そうじゃないでしょう。そしたら、これもおしゃっちの部分のやつも来年更新ですよ、たしか。そのときに、変えるべきじゃないんですか。ホップステップジャンプでないんですけれども、毎年毎年上げていくという、これちょっとおかしいんだよ。おかしいですよ。毎年毎年変えていくという、もう確固たるものがあつたら、後出しじゃんけんでも、安く入れても変えてもらえる、次のときには変えてもらえるということになってしまうんじゃないかと。（「そのとおりだ」の声あり）その中

で、一生懸命やっていると分かるんです。あのぐらい私も行って見て、明るくやっているのは分かるけれども、ただ、財政を賄うというか、大槌町の財政から出ている町民の血税なんです。国からの、言うなれば日本国民のお金をつぎ込んでいるんですよ。だから、次から次に出してよいというわけではないと思うんです。それで、どうしてもできないという場合には、議会とも相談してくださいよ。そうしてやるべきだと思います。そのぐらいじゃないと納得がいかないというか、非常に不思議です。この上げ方に対しては。そこの担当は何ですか、下の課の課長だと思うんですけども、なぜこのぐらいとんとんとんとと変わるのか。そして、会計年度職員というものに合わせるという、その根拠は何ですか。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいまの担当課の返答は会計年度職員といたしますか、その単価の設定の方針を変えたという内容でありまして、この説明では多分皆さん御理解いただけないと思います。

私からもお話をしますが、それで御理解いただけるかどうかはあれなんです、一つ申し上げたいことは、指定管理というものは、町がやるべき業務を委託ではなくて、丸々する業務を積算をして業務を担っていただくということで、業務運営につきましては全て指定管理者の責任ということになります。委託ということは、管理の責任は役場が持ちます。業務の執行は委託された者、こういう切り口になっております。指定管理はそうでございます。で、その指定管理者というのはですね、当然町がやるべきものを町の皆様、あるいは民間の活力を活用することによって、事業推進し広めていただくという企画局的なミッションと、さらに町が運営するよりも民間の皆さんの活力を効率的に使っていただくことでコスト削減が図れると、この2つだろうと私は理解をしております。

今の話はそのコストの問題でございますが、これまで指定管理者のコストのということにつきましてですね、もちろん積算はいたしまして、それを業者の方に受け取っていただきましたけれども、今般中央公民館が指定管理になるということを受けまして、生涯学習の事業を一部この指定管理者にやっていただくということがございました。すなわち、役場がやらなければならない事業を指定管理者にやっていただく、実行していただくということになります。ということであればですね、当然それは役場のプロパーがやっていた業務と同等のレベルのものを要求いたしましたので、そうであれば、これはやはりコストメリットということも考えて、全てプロパーの給料にするわけにはいか

ないけれども、最低限、会計年度職員の単価で指定管理者というものを考えるべきではないかということに至りました。その試算によって中央公民館の指定管理料を積算いたしまして、了解をいただいたわけでございます。あわせてこれと同等に、それではおしゃっちはどうかという話になりますと、おしゃっちは生涯学習課の業務を一部担うという意味とは性質は異にいたしますけれども、協働まちづくり課の仕事の一環としてのまちづくりということに参加していただいていますので、同じ指定管理者という考え方でいきますと、ここも合わせなければいけないだろうと。それともう一つ、指定管理ということであれば、今これから話は出てくると思いますが、安渡公民館とか、あるいは吉里吉里、赤浜につきましても、皆様にはこの会計年度職員というものの単価で試算をして、お仕事をさせていただいています。

そういう考え方で、これまでその辺のところはばらばらでございました。なので、今回このように決めましたので、この先は毎年度毎年度、人件費について、そこに係る稼働人間が増えることがなければ、上がることはないというふうに承知をしております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 今副町長からいろいろ説明を受けたんですけども、会計年度職員のお給料といいますか、その収入分に合わせるというふうになると、この文化交流センターもそうなんですけれども、これ実際問題その460万円ぐらいが上乗せになっているんですね。この令和2年度、指定管理が始まった年から考えると。当初5名で、この職員の方々が5名、それで460万円の分を上乗せすると、この5名でもし現在もやっているのであれば、17万円ぐらいのお給料になるわけですよ。人件費が、一人頭。会計年度職員は14万6,000円とか7,000円とか、たしかそのぐらいだと思ったんですが、その基準からいくと、大分そのかけ離れてる部分が私はあると思うんです。もちろんその5名ということを考えてとですよ。

それから、先ほど来からおっしゃっておりますけれども、仕事量が、いろんなイベントなど企画もしておりますので、当然その仕事量も増えてくる。でも、それに合わせてこの委託料を上げていくのであれば、これ正直言って誰でもできませんか。指定管理者を決めるときに様々なそのプレゼンを行いながら、取組などもこの契約期間の間に様々な計画を出して積算して、指定管理者が決まったものであります。でも、これが増えたから毎年毎年その積み重なって行って、委託料を増やしてくださいというのであれば、これはちょっと極端な話、誰でも手を挙げることができるわけですよ。その辺をしつ

かりと考えていただきたい。また、その辺をしっかりと説明できなければ、今の副町長のお話というのは少し当てはまらないのではないかなと思うんですね。

それからもう1点、その地域おこし協力隊が数名、この指定管理者のところに着任する予定というふうに伺っております。この地域おこし協力隊の数名というのは、この文化交流センターに就業という形になるのでしょうか。もしそれならば、要するにこの指定管理者は賃料を払わないで、この地おこの方々を使って、要するに職員の扱いとして業務に当たらせるわけですから、そこでこの人件費が上がっていくというのは、何となく説明つかないんじゃないかなというふうに考えますが、その辺いかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 地域おこし協力隊については、担当課の課長から説明をさせます。

一つ、今のお話の中ではっきりさせておかなければいけないというのは、人件費につきましては、金額的にその役場職員の賃金とですね、役場職員のその会計年度職員と変わりはないというふうに承知しております。それは、担当課から明確にさせますけれども、もう一つ、その今菊池委員が御指摘の、やはり毎年毎年様々な企画をしていく、それによって費用がかさんでいくというのがどう考えてもおかしいとは、御指摘のとおりでございます。この指定管理者の当初の決め方としてはですね、この人件費等については積算をして役場のほうで決めますけれども、企画をする、指定管理者が企画をすることに対して、私役場から、例えば本年度は350万円でやってくれ、100万円でやってくれというような、企画に対しての支援はしておりません。と申しますのは、そもそも指定管理というのは、その場を使ってですね、様々な企業活動をしていただいて、自らの収入にすることが許容されておりますので、その範囲内でやってくださいということにしています。ただし、貸館のですね、お部屋の賃料、部屋のですね、料金については、利用料金ですね、利用料金については、これ役場のほうで決めた条例、規定によって実施しておりますので、これを勝手に指定管理者が増やすことはできません。ということで、企業活動、企業企画活動に対して、役場が支援をしていくことはやっておりますので、その辺については誤解のないようお願いしたいと。そしてまた、今の地域おこし協力隊が指定管理者の内部にいて、同じような作業しているじゃない。これについては、担当側から説明させます。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 地域おこし隊ということでございますが、今御質問の文化交流センターのことに限定して、私のほうからお答えをさせていただきます。

文化交流センターの指定管理者でございます団体のほうでは、確かに議員おっしゃるとおり、2名の地域おこし隊が勤務されておりますが、その2名の方々は文化交流センターの運営であるとか、そういったところに一切関わってございません。お1人は震災伝承業務ということで専属でございますし、もう1人は移住定住事務局さんというところですので、シフトに入ったりとかというようなことは一切ございませんので、そういったところで御理解いただきたいと思います。（「1月から着任予定ですか」の声あり）
着任予定ですか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えします。すみません、少々お待ちください。資料がちょっといっぱいあり過ぎてですね、申し訳ございません。

大まかにはですね、今協働地域づくり推進課長がお答えしましたとおり、あくまでも貸館業務と、それから地域おこし協力隊の隊員を使って、おしゃっちの運営をしているということは、これはもう明確にございません。来年度につきましても1人ですね、1名がおらがのほうに今着任予定でございますが、それについても移住定住のほうになりますので、あくまでもその貸館業務であつたりだとか、館の運営に関する業務には携わりません。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

4月から着任する予定の地域おこし協力隊の方は、この文化交流センターの業務には携わらないというふうに私理解したんですけれども、それでいいと思うんですが、それでさっきね、副町長がおっしゃっておいりましたけれども、町でもたしかありがたいどうホストタウンであるとか、そういったその企画ものの委託というのをたしか1,000万円ほど、3事業、1,000万円ほどたしか委託していると思うんですけれども、そういう部分での収入といいますか、その部分でのその上がる分は当然あると思うんですね。それでなおかつこういったその委託料に上乘せしてくる、様々なこの人件費だけではないのは当然承知しておりますけれども、点検料であるとかそういう部分もあるんでしょうけれども、ただあまりにもこうやって相対的に見たときに、この人件費の上乗せ分があまりにもこ

う目につくというがあるので、そこで少し疑問に思っ、今回質問させていただいたわけなんです、やはりその辺をしっかりとですね、皆さんが分かるようにですね、説明するべきだと思います。先ほど小松委員からもありましたけれども、やはりそういう部分も、議会に対してしっかりと納得できるような説明は必要だと思います。何か。

○委員長（佐々木慶一君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） この企画のいろんな様々委託をしているじゃないかのお話ですが、これ委託をした分についてはこれ委託でございますから、委託の範囲内でやっていただいて、ここからいろんなもうけが出るわけではないので、委託の中、委託料の中でやっていただける。ただし、指定管理者が自らその事業企画をして、様々なイベントをして、この収入する分について、例えば100万円、200万円かかりますということに対して、町がその費用を負担することはございません。これは、指定管理者は自らの活動によって利益を得て、それをその事業に継続的に寄与するために使うことが許されておりますので、これは私たちはドントケアの部分でございます。そこは誤解ないように、お願いします。

そしてもう一つは、こういった話を事前にお話しすることなく、今日の議会に至ったことにつきましては大変反省をしておりますので、きちっとこれからも、ちょっと金額は人件費だけではなくて、その他様々なものが上がっているのではございますが、それは決してここで皆様にお諮りすることはもちろんのこと、事前に皆様にお話をしなければいけないことだったというふうに反省しておりますが、決して誤解のないようにはしたいというふうに思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池 忠彦君） 大変よく分かりました。

それで、やはり総体的に見ると960万円かな、ぐらいのこの上乗せがあるわけですから、この金額に対して、やはりその疑問というのは当然出ると思うんですよ。これ100万円、200万円というのであれば別ですよ。960万円もその上乗せということになると、当然疑問が出てくるんですよ。私その分を申し上げているものであって、その辺の説明というのはやはり当然必要というふうに思っております。御答弁いいです。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私、別なちょっと確認をさせてください。一般的にこのおしゃっただけではなくて指定管理をするときに、おしゃっちもそうなんですけれども、プロポ

ーザルをして、町は町で積算していると。今直営でやってる経費があったときに、プロポーザルをして民間の力を借りて、なおかつコストダウンを図るという意味でプレゼンをする。最終的にはこれ入札ですよ、金額を提示するわけだから。それで間違いないですか。行政が指定管理をさせる行為とすれば、入札なんですか。それとも、総合提案方式を採用するというやり方なんですか。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、まず入札かどうかという件なんですけれども、指定管理料の決定方法は入札ではございません。で、指定管理と類似している業務委託というのがあるんですけれども、業務委託等については入札でやったり、あとは随意契約でやったりということで、請負契約というくくりのほうの契約のほうになってきます。で、指定管理者との契約は協定書で定めるんですけれども、それについては請負ではなくて、町からの委任契約という形になります。で、指定管理料を決定するときは、指定管理者と協議して決めることができるということで、通常の委託契約とか請負契約とかとはまたちょっと、全く異なるような契約の仕方をしていきます。ただその中で、そういった指定管理料を決める際は、やはり当然その財政面での効率性というのはやっぱり踏まえた上で協議して、適正な価格を決める必要があるというふうにされているものがございます。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 確認をさせていただいたのは、入札とか請負であれば、これ完璧に抵触していますよね。70%で受けたものが、契約期間3年の中で変わるわけだから、城山公園体育館とかを引き合いに出すのは、これは違いますよね。別件だから。別件なんだもん。だから、入札の確認をさせていただいた。入札であれば、完璧にアウトですよ。だってこっちの落札率を、こちに適用しようとしているんだから。だから、そこは確認できましたが、同僚議員から出ているとおり、3年間の中で1,000万円弱の金が上がるということは、3年の更新だと思っているわけですよ、我々は。いろんな事情があるかもしれないけれども、原則はそうなわけです。だから、更新の時期に変えるのが適正だと思うんですよ。それを何で、この契約期間中にこうホップステップジャンプみたいに行かなくちゃいけなかったのかは、今説明していただいていますけれども、でも何かちょっと違うような気がする。その役場の積算根拠、その公務員のね、いろんなものがあってかもしれないけれども、2年前に請け負ったときに、指定管理者を請け負う

人は自分たちでも積算をするわけですよ。そしたら、逆に言ったら、役場が積算をし直したんでって、棚ぼたじゃないですか。だから、後出しじゃんけんのほうが強いみたいな表現になるんですよ。そうではなくて、やはりルールをきちっと決めてなかったって先ほど答弁ありましたけれども、やっぱりそれだからといって、途中であまりにもむやみに変更するというのはどうなのかな。さっき菊池議員、人件費の話していましたが、一般管理費だって、当初の26万4,000円から300万に上がっているんですよ。一般管理費が。一般的に言えば、一般管理費というのは我々はもうけだと思っているんですよ。だから、こういう積算が内部資料にあって、それをこう提示してくるという準備はいいんですけども、何かちょっと民間とはですよ、役場の整合性は取ったかもしれないけれども、民間の整合性は全然取れていないような気がする。

だから、ものをするときにルールを決めてやっているんだったら、切替えの時期があるんだから、切替えの時期にやったらどうだという提案が一つと、あと今後指定管理をするときに、今回の議案でもありましたが、これ指定管理させますよということより、管理料が幾らなんですよというまでないと駄目だよ。こんなことがあるんであればね。それが直営でしている管理料がこのぐらいだったので、民間にさせることによって20%減になるし、いろんな発想があるかもしれないので、ここにやらせたいと思っているという提案のほうが、まだ親切です。で、額が今のように変わるのであれば、こういうふうな近々の事情でこういうふうに変りますという説明があつてしかるべきだと思いますが、いかがですか、今の説明。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 指定管理制度が導入される際に問題となったのが、予算の在り方でありまして、実は3年間という縛りがある割に、債務負担行為は起こされていない状況にあります。ですから、今回1年単年ごとの計算をしていくと、どうしてもやはり状況を見ながらということは、上がる可能性があるかなと思います。今御指摘のとおり、議会に対しての、管理者の指定に関する承認をしていただくという方法と、またそれを3年、また次取ると5年というスパンの中で動かすということになりますので、指定管理者の指定料というんですか、その料金についてもしっかりと金額を提示しながら、はっきりと分かるようにしておく。そしてまた、債務負担行為を起こすかどうか、これからも内部的に協議はいたしますけれども、しっかりと出せば、例えば3年間その間で調整をすると。もし何かあつて、その今ののつびきならぬものが、事案が出てきた場合、

それについてはきちんと指定管理の姿勢に関わっての新たなその債務負担行為の起こす、変更していくというような手続をしっかりとすれば、その指定管理者に関わる全てのものが明確になってくるのではないかなど、今の指摘の中で感じたところでありますので、議員をはじめとする様々な形で、今の指定管理者の制度の運営の在り方について疑義があるんであると私自身は感じましたので、その辺はしっかりと改善をしていきたいと思えます。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） るる答弁の中にも、その積算の根拠を、積算の単価を変えたとかという話があるんですけども、例えば我々民間だと、それ変えるんだったら、毎年出ている補助金等について、例えば10年前にあった債務負担行為とか、補助単価が変わったから見直すんですか。そんなわけではないでしょう。

だから、指定管理というその言葉がどうだとか、町が委託しているからどうだとかの話ではなくて、この業務をこの単価で3年間やってくださいねって約束したんですよ。だったら、それを変えるのはやはり私は更新の時期なんだと。のっぴきならない理由があれば別ですけども、何か説明を聞いていると、役場の積算根拠が変わったんですとか、それは民間に関係ない話ですよ。100歩譲って分かるのは、最低賃金が変わったので、最低賃金で委託していたものを上げたというなら、これは最低賃金以下だったら法律違反だから、それはまだ分かる。でも、行政が言う人件費の算定とか任用資格の算定とかそんな、そのレベルではないわけですよ。だから、何かちょっとすとんと落ちてこないなっていう説明かなっていうふうな、イメージというか印象とか、ほかに合わせるとか、それは町の理屈ですよ。今今4月に始まることの、2年前のものを一緒にしようと思うからこういうふうになるのであって、それは整合性を取ったとは私は言えないと思う。整合性を取るのであれば、更新時期に、去年ここの積算したものと、やはり3年前のものは違うから、整合性を取るためにこっちのものに合わせましょうねとか、逆に言うのであれば、2年前にやった契約がこうだから、そこと整合性を合わせなければならぬからこっちを使って、少しでも町の財政負担を少なくする、しましたよならまだ格好がいいけれども、上げろ、上げろだもん。何かを言うと金が足りないという話の中にあるときに。

だから、議会がというよりは、これを町民が聞いたときに、一生懸命にぎわっているからいいというだけの話ではなくて、でも税金負担は上がっているんですよという話で

すよ。だから、民間のノウハウを使っているいろんな事業収益をして、それは自分たちに還元するんですよということもいいんですよ。こっちから金入る、そっちからは上がるだったら、これはちょっと何か。まあ、その中身はね、行政がちゃんとチェックするんでしようけれども、一般的に数字だけを見ると、その在り方自体がどうなのかなということ、質問しました。何かあれば、はい。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

しっかりとやはり今の説明責任の部分では、十分ではなかったと反省をしなければならなかったと思っていました。

指定管理の今回の中央公民館の件と、委員御指摘のとおり、3年間というスパンの中で契約したものですけれども、単年度での様々な調整を図れてきたのも実は事実なんです、今までの指定管理の中では。ただし、今回は中央公民館のその指定管理と合わせながらという部分で、あそこの整合性が取れているかということになると、疑義が生じたということになろうとは思いますが。今後においてもですね、しっかりとその指定管理の在り方、また、その3年間、そして延長の5年間の在り方についても、単にその指定をしたというだけではなくて、しっかりと財政面を含めて、効率的に効果的な指定管理者制度が運用するかというのを確認しながら、しっかりと努めてまいりたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 今回のこの件に関してはですよ、普通プロポーザルのときはみんな集めて説明した、確かにその業務形態いろんなものがあって、そこが選ばれるんですよというのは、これは分かっていたよね、みんな。けども実際は、一番の原点は、やっぱり契約時の金銭の授受だと思うのね。それが2年やってきて、今度はよその城山の体育館のことでもあるから、こっちの管理もあるから、そこの整合性を取って合わせるというその考え方も分かりますよ。だども、常日頃そういう、いろんな法律でも当然決められたことで進めてくる役所のやり方とすれば、どうかなと思う。お願いすれば、いやこれは決まりがあって、これだからできませんよって断られる、我々は。いや、何たらなとは思いますが、断られる。ただ、もう自分たちがやる時は、いやそこを見てやったからいいと。芳賀議員じゃないけれども、一般の人たちから見たらとんでもない話だよ。我々は黙ってて一生懸命、まあ一生懸命ということはないけれども、我々が暮らしている中で、このように変わりましたって、下げられることはあっても、上げられ

ることはない。そういう生活をみんなしているんですよ。だから、ああ、随分役所というのはいいもんだなと。ああ、んで共済年金が上がることはあっても下がることはねえんだなと、早く言えばそう思う。もう少しね、考えないとき、やっぱり最初のプロポーザルで金額決まったのでね、3年間はやるべきなんですよ。ここで上げるっちゃうこと自体が誤ってんのさ。だから、さっきの話でねえけど、例えば、今のお金で自分たちプロポーザル取ったと。ほんで契約更新が来たから、どのようにすっか、上がった分足して、出してやればそれでどうだという感じになるよ。いや、我々も新しくそういった事業さ参加したいという人が出たときは、その人たちは絶対取れるわけない。今のやっている人たちが、そういう有利な条件持つんだもん。それは全く不平等なんですよ。取決めは取決めだって行政が言うんだったら、取組は自分たちで守ってくださいよ。それを自分たちからほごにするということは絶対ない、あり得ないという話ですよ。ここだけの話じゃないから、ほいで説明することも説明しないで、こういう金額がどんと動くとき、やっぱ説明はすべきだ。そして議会さ出すべきだ。ところが、それも説明もない。いきなり出てきて、いや前回のやるから見ろ、こんなに上がっているぞなんで、みんな何でこれやと思うんだよ。絶対これはあってならないことだと思いますよ、プロポーザルの決めた契約以外は。この更新のとき上げることがあっても、やっぱ大変だなあ、御苦労をかけることが多くなったけれども、何とか来期からは、それなりに合わさった金額になると思うから、何とか頑張ってけるでもいいんたら。いいんたらというか、いいんじゃないでしょうか。やはり、やっぱり守るべきものは自分たちから潰しちゃ駄目だと思いますよ。それは自分たちの都合で、次から次と変えたいというのも行政だ。条例も変えたいんだから、だからそういうのでやってくんだかも分からないけれども、やっぱり最初にプロポーザルってそんなに古いものじゃないから、最近のこの津波後の問題だ。だから、やっぱそれ決めたのは守ってもらいたい。それを自分たちでやっぱり壊しては駄目だと思いますよ。恐らくここの中さいる人たちは、みんな納得しないでしょう、今の説明聞いても。どうですか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） この文化交流センターの協定書、これは2年、3年、4年で、議員おっしゃるとおり3年間の協定の期間でございます。その中で、かつ各年度ごとに年度協定を締結し、その中で必要なその状況に応じて変えることができるというふうなものに基づいているのが、まず1点です。

あと、今回一番その大きな人件費、そして先ほどお話が出まして一般管理費なのですが、人件費につきましては、当時の基準と今現在先ほど会計年度職員ということでの根本的な基準の対象ということで御説明をさせていただきましたけれども、いずれその以前の基準そのものが今のその基準にやはりそぐわないというところが1つあります。その中で、先ほど御説明させていただきました、公民館と同等の業務をしているわけですね、町の職員と同じ。かつ、会計年度職員という一番の、金額的にはあれなんですけれども、でも職員としての業務を十分果たしていただいているということからすると。（「それは違うと思う」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 静粛をお願いします。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） そういったことで、それを基準として、町として人件費の基準を決めたので、それを文化交流センターのほうの年度協定の中に盛り込むということで、今回提案させていただいているという流れでございます。

一般管理費につきましても、同じになります。金額、事前に資料として提出させていただいている分で御承知かと思えますけれども、数%ということで、小さい今回は、先ほどお話ししましたとおり一定のその率ということで、これは国のある程度のガイドラインに沿った率ということを準用しております。

ということで、どうしてこういうふうなことにしたかということ、その年度協定の中で、本来行政としてきちんとお出しするべき指定管理料はやっぱりお出しした上で、業務をやっていただくべきという、行政としての立ち位置といいますか、いわゆる低い金額のままですね、それを行わせることでの期間というのはやっぱり見逃せない。やっぱり、直すべきときは直して、年度協定の中で行政としてきちんとした額を示して、業務に当たっていただきたいという理由になります。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 私も質問するときは長いけれども、そうやって長く答弁されてもさ、最初の言葉、はあ、ぼんぼんぼんぼん忘れてしまうんだよ。物覚え悪いからね。

ただね、課長さんがそう言った、1年都度にちゃんと見直してやっていかななくてはならない、まあ、それも分かった。けども、世の中というのはさ、そんなに簡単に給料ぼんぼんぼんぼん上がっているわけじゃないよ、人件費についてはだよ。そして、これは役所の仕事と何ら代わりない、年任期付職員と同じ仕事をやってっから上げるんだと。そこを基準にするのは、おかしいんじゃないですか。そのくらい仕事が難しいなら、役

所の人員増やせばいいだろう。そして、ああいうその管理はなくする、なくすればいいんだよ。役所の人間を増やして、今までどおり役所の人間が管理すればいいんだよ。私はそれでもいいと思いますよ。こういう小さな町というのは、役所というのは大企業だよ。まあ、言っちゃ給料も高くてさ、将来も苦勞して暮らす必要もない、きちっとした年金をもらって暮らせる。そういうところですよ、ここは。だから、よそから来る若い人たちはどこに勤めたいと言え、役所と言うんだよ。どこも勤めるところはないと。だけでも、あなたのその言っていることを聞いているとき、いや、任期付職員並みに仕事をやっているから、こなしているから、ここもやんなきゃないと。ほんたら、普通の我々みたいな人間が外で、その辺の石ころ片づけたり、草取ったりする人間と、この人間はそんなに違うんですか。任期付職員というのも優秀で、町ぶらぶらと歩いている我々みたいなのは金も取る資格もないと、給料も上がらないんだからと、そう言われるのと同じですよ。何でそんなに差をつけるんですか。私は違うと思いますよ。任期付職員並みの仕事をやるから、上げるんだ。それやっていって、我々とすれば、ああ、そうですかというわけにいかないんだよ。どんなことだったって、やっぱり決まりは決まりで守らなきゃねえべつたら。言いたくないけれども、さっきも俺言ったが、これを頼むって言えば、いやいや、これこういうことの決まりあつから駄目だつて断られるんだ。そんなのを平気で断るあなた方がさ、あなた方の論理で、いやいや任期付職員並みに上げたから、そんなもん、全部そんな問題じゃないんですよ。誰がそれを納得しますか。もう少し考えてから言ってください。はい、答弁。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、単価の見直しの減、繰り返しになりますが、あくまでもこれは町の給料表と、行政職とあとは会計年度の給料表がありまして、その中でまずどこかに根拠を求めなきゃならない。例えば、工事とかいろいろそういう設計業務であつたり、官設計の単価がちゃんと決められております。そこに当てはまるように積算をしていく中で、今回この業務を、単価設定をするに当たって、町のその給料表をその積算のよりどころにしたというのが。（「そこを言っているんじゃないの」の声あり）なので、前の積算のものと今の給与の考え方の制度が変わっておりますので、そういう考えで設定したと。で、ほかの金額設定する場合に、やはり何かの根拠、よりどころがないというところで、まず今町で持っているそういう単価表を……。

○委員長（佐々木慶一君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 3回目です。もう後は言わないから。

いずれにしても町の人たちは町の人たちなりに暮らしながら、パートする人たちはパート、1時間何ぼ、ああ、今年は10円上がった、20円上がったという時代ですよ。それくらいみんな大変だと思いますよ。それを見たら、午前中のあれじゃないけど、議会じゃないけれども、とつてもずっと払うのも大変だなって滞納金が出るんですよ。そういう状態だよ。だから、いろんなものを見たらね、俺もこう、私も一般の企業さ勤めてきたけれども、たまたま大企業さ入ったから、手間はもらったけどもね。だども、やっぱかなり低いレベルで来ているのさ、給料って。それはあなた方も当然分かっているよね、役所さいるもの。誰も給料も分かるんだ。だから、そういうのを分かっているからさ、実際こうやって、最初の取決めはやっぱり大事にしなきゃいけないと思いますよ。これは守ってもらわねばねえですよ。こんなのがさ、こんなって失礼な話だけれども、一生懸命つくったのは分かりますけれども、こういうのを簡単に議会として、はいそうですかって通すわけにいかないんだってば。そこまで考えねばさ、おめさんたちはうんうんうんって賛成して、通してけばいいなと思うけども、そういうわけにいかない問題出てくるんだってば。この間の問題じゃないけれども、やっぱりいろんなものが出てくるのさ。無条件にみんないいわけじゃねえのさ。やっぱここもうまくねえかなと思っても、通しているのも結構あるんだもの。だども、こうやってせつかく取決めでやってきた以上は、3年間は辛抱してもらいましょうと、その後の問題ですってやつだろうってば。俺はそう思いますよ。やっぱ同じ上げるとしてもさ、やっぱその更新時期に上げるのが本当なんです。それを前に上げるったら、いや、んだらプロポーザル安く取っててから上げるかということも、できっぺ。んだら、さっきの議長でねえけども、安くプロポーザルの仕事を取っていて、前に上げてもらうかと。そうすれば邪魔もできんですよ。よそでやっているプロポーザルより安く入札でも出して、そしたら安い金額で、この金額でここまでやってくれるんだら、この事業者がいいなと。いや、とつてもこれではできなくなったから上げてくださいますと。今、この時期に合わせて上げるっちゅうことになるんだもの。やっぱこれ、もう少し練ってもらいたい。

以上です。

○委員長（佐々木慶一君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） この後に中央公民館の項目がありますので、そこでまたお聞きし

たいと思いますけれども、今まで公民館事業は役場にある。社会教育事業、そういうことでしたんですけれども、中央公民館の事業は何をやるのか。で、おしゃっちと同じような事業があるから、同じような給料体系って言いますけれども、そこに入っている職員、職員というか従業員、管理者の団体、まず1つのグループあるいは会社と見て、その入っている給料は、役場のほうでこうするああするではないと思うんですよ。その委託を受けた業者がその中でやることであって、それからあと、この委託して公民館とかおしゃっちをやる場合に、そこで事業をして利益を上げてもいいよという形の委託をしているわけです。ですから、その中できちんとやるようにというのが大事だと思いますので、次の項目になるまでにしっかりとした答え、説明を用意していただきたいと思っています。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 私は別な部分で質問したいと思いますが、まずこの同僚委員が複数人言いましたが、やはりこの指定管理者の件は、我々のその議決案件には指定管理者とか、様々あります。人事権、そしてまた工事案件等も一定額を超えればあるんですが、例えば工事案件なんか条件が変わったら、再度上程し直しますよね。やっぱりこの指定管理者も、上程時の条件と、期間内にその条件が、金額も含めてですよ、そういう部分が大きく変わる場合は、いくら議決案件ではないものにしろ、その中に様々なやり取りがなければ、こういうふうな議論になるわけです。少し議会を軽視しています。気をつけてくださいと、まず、私は考えます。

そこで本題に入りますが、この公共交通のバスの補助金について伺いますが、51ページの下段のほうですね。いいですか。2,432万7,000円が、バスの補助金です。町民の足の確保、そしてまた循環バス等々があって、かなりこの足がない方々にとっては、町民バスが便利なものになっていると思います。この令和2年度の決算を見ますと、運賃収入が550万円で、町の補助が2,300万で、その他補助金が670万円ということで、3,500万円ぐらいのこの事業になっているわけですが、今回この2,432万7,000円の補助金を算定するに当たって、例えば運賃はどのぐらい積算したのか。そして、またその外部的なその補助金等もどの程度算出したのかというところを教えてください。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町民バスの運行に係る補助金であります。まず、全体の事業費については町民バス

を運行している事業者から、まず概算で見積もっていただいております。約2,820万円程度、それに対して運賃収入の見込みを、390万円を見込んでおります。国の補助金についてはまだちょっと金額が見通せないなので、それを考慮したもので今予算計上はさせていただきます。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 町の震災のときは、復興期間はその国からお金がついた中でこのバス事業が成り立ちちゃったわけですが、やはりこの間のね、公共交通計画ではありませんが、やはりしっかりとしたものにしていって、町からの持ち出し分も2,000万円台ぐらいであれば、これは公共交通という中ではそんなに高いお金じゃないと思いますので、しっかりとしていってもらいたいと思います。

その中で、例えば去年は累積赤字解消ということで、1株50万円のものを減額して、1株17万円ですか。そうすることによって、町の持ち分が1,000万円から357万円に減りました。全体70株ありますので、町が20株ということです。去年その累積赤字を解消したわけですが、今年度見て、どういうふうな報告を受けておりますか。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

具体的な報告は受けておりませんが、まず、この町民バスが主な事業であります。それについては、全て町の補助と国の補助でその事業を賄うということ、運賃収入の引いたものに対して、国の補助と町の補助でその事業を行っているということから、決算上はとんちんかんなものではないかなと推測しております。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 全体70株、そしてまた町が20株持っているわけでありまして。その中で、総会とか株主総会とかあると思いますので、その上はしっかりと総会の中では今後のことをですね、しっかりと意見を言った中で、よい軽減になるように努めていって下さいということ、まず申し上げておきます。

以上です。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） すみません、先ほど来議論を聞いていまして、私はこう思うんですが、行政のサービスっていうとですね、最小の予算で最大のサービスを提供するというのが行政のその役割だと思っています。なんか今いろいろルール聞いていますと、プ

ロポーザルのシステムが全く形骸化しているんじゃないのかとそのように考えて、これだったらね、本当に直営に戻したほうがもっともっとその行政サービスが行き届いていいんじゃないか、そのように感じています。ですから、最小の予算で最大のサービスを提供するような精神に基づいて事務執行をしていただける、そのように思っています。

それからですね、震災伝承の展示物の更新業務委託料77万円ですけれども、これが今年度の予算要求をしていなかったんですが、これは何か新しい展示物を展示するための予算でしょうか。それとも、その委託の内容というのはどういう内容なのか、詳細についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 震災展示物の更新ということですが、こちらのほう、文化交流センターのほうに、震災伝承室展示してございます。こちらのほうも、なかなかこれまで更新に至っておりませんが、今回提案させていただいております予算をもってですね、その展示物といいますか、具体的には大型のモニターを設置してですね、いろんなコンテンツをそこで常に、何ていうのかな、放映するといいますか、そうして、展示物一つ一つを代えられる、その大きなモニターでもってですね、いろんな震災に関する震災伝承に関するものを、ここで御覧いただきたいというのが主な中身になってございます。

○委員長（佐々木慶一君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） それが77万円ということですね。そうするとですね、委託先というのは、改めて、またこれプロポーザルとかで公募するのでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらのほうは業者のほうですね、金額とか、あと契約とかに関してですけれども、入札かあるいは見積り合わせになるか、その辺は、適切な方法で業者を選定の上ですね、令和4年度に執行させていただきたいというふうに思います。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。菊池委員さんで終わっています。

違う目ですか。（「いや、同じ」の声あり）目の中で3回になります。

14時30分まで休憩します。

休 憩

午後 2時19分

○

再 開

午後 2時30分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

52ページ、1項の総務管理費から開始します。

52ページ、全部。進行します。

53ページ、全部。進行します。

54ページ下段まで。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） コンビニ交付システム導入業務委託料のところ、伺いたいと思います。これコンビニ交付システム下の欄のこれ、関連についての質問になりますが、一緒にこれ質問しちゃって大丈夫ですか。委員長。

○委員長（佐々木慶一君） はい、続けてください。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

それでは、このシステムの導入の業務委託料のところ伺います。これ大変利便性の高いサービスだと評価いたしますけれども、確認なんです、コンビニ交付システムの運用開始時期、それとこの取得できる各種証明書の種類というのを教えていただきたいです。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、運用開始時期の予定ですが、令和4年度に入ってから、いろいろこう作業等を進めていって、実際サービス開始ができそうなのは、年明けて1月頃になりそうです。

いわゆるサービスの内容なんです、住民票関係であったり、戸籍であったりというようなところと、後はですね、ちょっとお待ちください。はい、そうです。住民票、印鑑証明、戸籍関係ということになってまいります。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） これ、取れる内容というのがその税関係であったりというものもあるんですけど、この辺も多分網羅している。いいです、まだ。網羅しているというふうに思っておりますが、それでその導入のメリットとして住民の利便性向上、それから、窓口業務の負担軽減、交付事務コストの削減などが挙げられるんですが、今の御時世ですとコロナ対策にもなるということですよ。

それでその一方で、個人情報漏えいの問題というのも心配になってくるわけがございます。大槌町個人情報保護条例を見ますと、オンライン結合による提供の制限、第7

条ですけれども2のところ、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないとあります。それでその審査会においては、どのような意見が出されたんでしょうか。また、このシステム導入に関しては、予算は二千何がしであります、年間の維持費は下の欄にある使用料640万円でよろしいですね。これ併せて伺います。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 条例に基づいた審査会のほうについては、まだ開催しておりません、これからになります。運営費については、ここの予算書にあるとおりの年間640万円ぐらいということになります。あわせて、今回の整備につきましては、整備費用の半分は特別交付税措置、半分が一般財源ということになります。ランニングコストについても、今後3年間は交付税措置が半分あります。それ以降、後は単独というような状況でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

この年間の維持費と交付事務コスト削減の費用対効果というのも気になるところではあるんですけれども、その辺の試算というのはこれもう出ているんでしょうか。

それと、このコンビニ交付を利用するには、マイナンバーカードが必須でありますので、その辺システムの利用率を上げるためには、当然そのマイナンバーカードの普及率にも関わってくるお話でございます。この辺は町民課と連携してですね、進めていただきたいと思っておりますけれども、その辺、この費用対効果の試算に関してと、それからそのマイナンバーカードの交付、これ今現状何%ぐらいあるのか、2点伺います。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 先に交付率のほう、述べさせていただきます。今現在3,087人、27%ほどでございます。ちなみに岩手県の中では、下から4番、5番ということで、そこら辺をちょっと強めていかなきゃならないという課題はございます。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） コンビニ交付に係る発行のコストなんですけれども、これ結構やはりコストは高くてですね、住民票とか印鑑登録とか税関係ですと、今計算して、1件当たり5,393円かかります形になります。戸籍については、7万3,760円というような試算とはなってきております。これにつきましては、国のほうの政策というこ

ともあって、広く普及が始まってくれば、またちょっとまたコスト等についてはまたこ
う見直されてくる部分もあるのかなと思いますけれども、今のところはあまり安い金額
ではないというのは確かでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

2項徴税費。

55ページ。全部。

56ページ、下段まで。進行します。

56ページ、下段。

3項戸籍住民基本台帳費。

57ページ、下段まで。

4項選挙費。

58ページ、全部。進行します。

59ページ、中段まで。進行します。

5項統計調査費。進行します。

6項監査委員費。進行します。

7項地方創生費。小松委員。

○14番（小松則明君） この部分の委託料、地域おこし協力隊支援事務管理運營業務委
託料、ここに出てきている部分の受ける事業者名はどなたでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 受ける業者というのは、事務局を担うというこ
とでよろしいでしょうか。（「そうです」の声あり）事務局は、おらが大槌でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） そうすると、おしゃっち、それから村おこし、村おこしでない、
地域おこしだ。村おこしはほかの自治体だったな。いろんな部分で、総体的に総務課長、
企画財政課長、このおらがさんの部分で、町からの総体の請負額というか、任されてい
る金額って、どのぐらいになりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

概算であります、1億6,500万円程度になっております。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） びっくりしました。あの人数のほかに管理費を含めて、さっきの三千幾らでやっていたけれども、1億6,000万円。まず、いや、びっくりしました。あとは町民の皆さんがどう考えるか、言葉が出ません。まず、ここは座っておきます。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 確かに金額だけを見ますとね、1億6,500万円ですから大きいように見えますが、その大部分が地域おこし協力隊でございます。これは1億円超えてございます。ですが、今回のその算定におきましては、18、すみません、16人ですね、16人の人件費を盛り込んでございます。ですので、先ほど来の話題、話題というか議題と地域おこし協力隊につきましては、地域おこし協力隊のほぼ人件費、事業費というか活動費含めて周知してございます。ですので、1億円、ちょっと大きいようには見えますが、これは町に新たにきた住民に活動してもらうという経費でございます。それから、この部分につきましては、100%特別交付税で交付されてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 課長、1億円を16人ということの、でも、1億円を目の前で見る人っていないですよ。1億円のお金もね、ここで見る人はある一定の方ぐらいだと思いますけれども。そうすれば、この1億円、16人の1億円になる金額のうちで、これを委託する業務の方というのは、人件費をまず経費を頂いて、人件費等を払うということは、管理費というものが発生すると思うんですよね。必ず管理費は出ます。管理費というものは、何%ということは決まっていますでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 少々お待ちくださいね。すみません。

470万円ほど国から交付されてございまして、そのうち例えば全部全部、隊員に渡してもいいんですけれども、実は、例えば個人事業主ではないものですから、管理するような事務局が必要ということで、大体どの市町村でも事務局を設置してございます。で、我が町では、我が町というか、大槌町におきましては、管理費として約23%ほど計上してございます。ですが、ですが、これ近隣市町村で見ても、30%から35%のやはり管理料を頂いてございます。これについては、何でこの10%以上の管理料が必要かといいますと、やはり他地域からいきなりその関東圏とか関西圏から来るものですから、そういった場合での、何ですかね、アフターケアであったり、あとは住居のお世話であったりだとか、そういった各種メンテナンスというかですね、要は、後方支援を行うためでご

ざいまして、全部が全部その管理費イコールもうけかという、外部発注するような、例えばPR経費等もございますので、一概にその全部が全部、その何て言いますか、管理事務局に合計になっているということではございません。

○委員長（佐々木慶一君） 3回目。では、座りましたということで、小松委員。

○14番（小松則明君） ありがとうございます、委員長。御決断、本当にすごい委員長だと思っております。

課長、やっぱり私はね、その経費とかそういうものに対しては、悪いとは言っていません。ちゃんとそれを言ってくれて、それで納得すればいいんですよ。やっぱり使い道。その他方から来ている方々の心のメンテナンスとか、やる気のバックアップ、そういうものは必要です。この震災後、私たちのバックアップしてくれた市町村の方々にも感謝しているし、やっぱりこれから住む人には、来てくれたのを私たちがバックアップするという、その予算も入っているんだという感じ取りの見方をすれば、高い安いではないという思いはしております。まずもって頑張ってもらいたいと思うので、これについては中身を知らなかったという額なので、知らなかったという意味で聞いておきますけれども、まず、成果を上げるということの確認は、後日、今年の、来年ですか、来年の決算でまた聞きたいと思っておりますので、まずよろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 講師謝金20万円、そしてまた普通旅費104万円ほどあります。この中には、地域づくり事業協同組合設立のための謝金であり、旅費だというふうに理解しています。これを見ています。で、この協同組合の関係なんですが、大体イメージはこの図を見て分かりました。で、その中でお聞きしたいんですが、町内のあらゆる産業のところで人手が足りないというところが課題となっていると思うんですが、そのような町内のニーズというものをですね、既に担当課のほうでは把握していると思うんですが、どのような状況でしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

町なかでのニーズでございますが、今の地域おこし協力隊を今回5事業者のほうに導入するわけでございますけれども、まず町内でのマルチワークをですね、これから模索していきたいというふうに考えてございまして、要は、一つの事業だけではどうしても生活がなかなかこう、何というんですかね、成り立ちが難しいというような場合は、掛

け持ちでやはり業務をですね、いろんな仕事を町内でのいろんな仕事、午前中は例えば水産関係の手伝いをし、午後は例えば農家の手伝いをするとか、そういった形でのマルチワークを実践していきたいということで、今回の特定地域づくり事業協同組合にですね、研究を始めるとというのが今回の目的でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 令和4年度からこれに向けて研究が始まるということなんですが、その担当課もこういう研究費をつけるということは、一定の目標を持った中で取り組むと思うんですが、課長がお持ちのそのいつ頃のその組合を設立した中で、この労働派遣というものを手がけようとしているのか、そういうところの日程的なところを教えてくださいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 説明が足りなくて、申し訳ございませんでした。

地域おこし協力隊は3年でございますので、令和3年から始めましたので、令和3年、令和4年、令和5年、結局令和6年からは、独り立ちしていただくという形になりますが、ただ令和6年に組合立ち上げるというのは遅いので、令和5年の設立を今目標に研究を開始いたします。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

61ページ、全部。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 大槌町震災伝承プラットフォーム運営業務委託料のところでは伺います。この内容的にはこの予算の概要を見ると様々あるんですけども、たしかこれ今年度は当初予算としてコンサルティング料というのが多分ついていたと思うんですけども、先ほど遊び場に関する委託料もちょっと聞き逃したところもあるので、ちょっと併せて伺いたいと思います。

これプラットフォーム事業に関して、大変そのコンサルティングを入れての協議、いろんな具体的な協議もあったんですけども、私もこれ何度かね、庁舎や旧庁舎跡地、それから民宿あかぶ跡地の震災伝承ワーキンググループに参加させていただいた立場で申し上げると、やはり非常にお粗末なものだったと。せつかくそのお金をかけて、コンサルティング会社も入れて協議した割には、町としてのその整備にかかる予算であったり、あるいは構築物の規模感であったりね。具体的な数値を出さなかったりというので、それでその会議が紛糾したということも多々ございました。そういったことに関しての

反省、今回の予算の中にはコンサルティング会社への委託料というのはいっていないんですけれども、その辺について、この震災伝承に関しては子供の遊び場の要望というのにも入っていたはずですが。今回恐らくコンサルティング会社も入れて、この子供の遊び場に関する辺についても検討するんでしょうから、その辺を併せてコンサルティング会社に委託して、果たしてこの結果が出ない部分に関して、当局としてはどのようにお考えになっているか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、今年度ですね、震災伝承に関する委託業務の結果のお話いただいたところですが、そもそもこの今年度の震災伝承のワーキンググループにおきましては、例えば従来のように金額がこれくらいでこういうものをつくれますんで、これどうですかっていうのは全然進め方の違うアプローチでございました。つまり、この場所は何だったのか、そしてここで何を伝えたいのか、誰に伝えたいのかという根本的なところから入ったという経緯がございます。ですので、その中では一定の町のほうからの、例えば予算であるとか規模感というのは、お示ししない上ですね、皆さんのお考えを広くお伺いして、その中で私たちのできるようなところをどういうふうにできたら、具体化していったらいいだろうかというふうなアプローチでございましたので、確におっしゃるとおりですね、実際の回数も本来予定していた期間よりもちょっとかかっているということがございます。ただ、これまでの議論とかワーキンググループの中では、一定のいろいろな御意見をいただいて、集約といいますか、イメージ図ですね。今月もあるのですが、そういったところで何とかお示しできるような形になるのかなというふうに捉えてございます。で、その上で今年度のこの予算に係る委託料については、そういったプロポーザル料というのは、既に今回、今年度の事業として計画どおりですね、次年度に向けて進める形ができましたので、そのプロポーザル料は入ってございません。その中身は何かというと、震災語り部の基礎研修であったりとか、コンテンツであり、あとは今年度ある程度形にできたものをですね、今度外部に向かってPRしていこうという、そういった費用を計上させていただいているものです。

あと、その伝承の場でその遊び場ということでのお話でございましたが、確かにそういう旧役場跡地には、伝承施設以外にもいろんな方が、町民の方が来やすく集える場であってほしいという一つの対象としてそういうお声がございましたので、その一つとし

て、今回ですね、今月予定しておりますワーキンググループのほうにも、ある程度のイメージとしてお示ししたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

いろいろなその反省も含めて、今後それも生かしていただきたいと思うんですけども、端的にお答えいただきたいのが、今おっしゃっていたその子供の遊び場のお話も、要望としてこの庁舎旧庁舎跡地には出ている。その観点から、この子供の遊び場の委託料というのは、これコンサルをまた入れるという、そういった認識でよろしいですか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、震災伝承の場としての議論とは別にですね、今回予算計上させていただきます。これは昨年度一般質問等もいただき、今回の町長からの施政方針演説にもございましたとおり、町の課題として遊び場をどうするというところで、そちらの次元でですね、きっちり町民の皆さんの御意見とかを伺いながら、規模感であるとか、そういったものを定めていくというふうな内容になります。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

少し関連づいて、その遊び場の件に関してお伺いしたんですけども、総じて申し上げると、やはりお金をかけて、いろいろそのコンサルにも依頼しつつ、お話を進めていくんでしょから、やはり実のあるものにしていただきたいというふうに思うんですね。やはり例えばきりり商店街跡地の利活用の検討委員会にしても、数百万円というそのコンサルティング料を払いながら、支払いしながら結果が出なかったという、そういう部分もあるので、コンサルティングに関してはしっかり結果が出るようにしていただきたい。そして、この震災プラットフォームに関しては、やっとならば旧庁舎跡地、また民泊あかぶ跡地が何となくその形も見え始め、また委員の方々も納得する方向でお話が進みつつあるので、引き続き進めていただきたいと思います。

御答弁よろしいです。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） プラットフォーム震災伝承、簡単に課長言っていますけれども、簡単は私の取り方だかも分かんないけれども、震災伝承、この場所で何が起きたのか、そういう部分でと言っていますけれどもね、あの場所というものに対して、いろんな意

見が出ているけれども、町民の全部の話がそこさ出ているわけじゃないですよ。いいですか。ある一定の人間の人たちがそこに行って、わいよわいよって言っていますけれども、我慢している人間もいるということは、大槌町民にいますよ。いいですか。

あのとき、もうキレてきたから言うけれども、役場の職員が危ないと言って、町民に声かけて、城山に上がれって言ったら、何人の町民が助かったと思ってるの。これが、大槌の町民の裏の声です。だけど、大槌町民はそんなことあんまり言わない。震災の時のあの写真見て、ポンプから水が噴き上がっているのを黙って見て、何も感じない。あのときのトップ。そういうことをね、関係ないというか、そういう特殊のそういう技術を持っているか知らないけれども、大槌町民は我慢はするよ。けれども、我慢以上のものがあつたときには物事をひっくり返すぞ。あまり町民を甘く見てたら、大変な目に遭うからね。

それは町長もはじめ、私は前、町長に言いました。今ここで地震が起きました。誰かが亡くなりました。この責任は誰ですかと。私ですと言いましたよね。その真相に、大槌町民は今まで言ってなかった。今この議会で、あまりに簡単な言い方する町当局の言い方に対して、私は無性に腹立って、町民の代表として言ったから。そう思っているということは、忘れないでくださいよ。勝手に町のもろもろで、ものを造れ、ものを造れて言って、勝手に造れって。あそこだけで、人が死んでいるわけじゃないんだ。大槌全部で亡くなっているんだから。役場だけが被災場所じゃない。役場の職員が偉いわけじゃない。それをちゃんと分かってから、これから発言してください。我慢するにも程があるからね。

今、私まだまだ言いたいこともあるけれども、恐らくこのテレビ見ている方も、「何、小松」ということもあるでしょう。その人はその人なりに考えて、私に言ってください。ただし、私も聞いている町民があると、私もそう思っていますから。それは、私に対しての次の裁判で、裁判というか、次のときに出されるでしょう。

いいですか。本当に大槌町民は我慢強いけれども、怒ったら最後、後に聞かないということだけ言っておきます。

以上。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変、様々なことでの御指摘いただきました。そのとおりでありますので、決して旧役場庁舎含めて、特別なところではないと思います。震災伝承プラ

ットフォームという形で、いろんな話をしております。決してそこだけが特別なものではないということは分かりますし、これからの様々なことにつきましても、議会含めて、町民の方々含めて、予算を含めてですね、思いとは違うということはあろうとは思いますが、それをしっかりと説明していく必要があるだろうと思います。

いみじくも、小松議員はやはり今何かあった場合にはどうなんだという部分について大変責任あることだと思っていますので、二度とこういうことがないようにということの取組は、しっかりとお話をさせていただきながら、やはり役場自身が被災をしないように、そして職員の命を守って、そして町民の命を守るという決意だけはしっかりとしながら取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

62ページ、中段まで。

2款総務費までを終了いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

明日15日は休会とし、16日水曜日は午前10時から予算特別委員会を再開いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散 会 午後3時02分